

令和7年度第1回長崎県政策評価委員会

1. 日時

令和7年8月25日（月） 13時30分 ~ 17時30分

2. 場所

長崎県庁3階 302会議室 (対面開催)

3. 出席委員

宍倉委員長、内田副委員長、齊藤委員、中込委員、平松委員、宮里委員

4. 議題

個別事業群の審議

5. 議事録

目次

令和 7 年度第 1 回長崎県政策評価委員会	1
基本戦略・施策の概要	4
審議事業群（生活安全企画課） 事業群説明	6
審議事業群（生活安全企画課、交通・地域安全課） 各事業説明	7
地域安全活動推進事業（生活安全企画課）	7
少年非行防止対策事業（生活安全企画課）	8
防犯まちづくり推進事業（交通・地域安全課）	9
犯罪被害者等支援対策事業費（交通・地域安全課）	9
審議事業群（生活安全企画課、交通・地域安全課） 質疑応答	10
審議事業群（サイバー犯罪対策課） 事業群・事務事業説明	17
審議事業群（サイバー犯罪対策課） 質疑応答	19
審議事業群（地域環境課） 事業群説明	20
審議事業群（地域環境課・港湾課） 事業説明	22
脱炭素社会実現推進事業（節電や省エネルギー等の取組推進）（地域環境課）	23
脱炭素社会実現推進事業（気候変動への適応策の更なる推進）（地域環境課）	24
県営空港脱炭素化推進事業（港湾課）	25
審議事業群（地域環境課） 質疑応答	25
審議事業群（防災企画課） 事業群説明	29
審議事業群（防災企画課、基地対策・国民保護課、河川課、砂防課、福祉保健課） 各事業説明	31
地震アセスメント調査事業（防災企画課）	31
雲仙岳噴火災害対策事業（防災企画課）	32
防災ヘリコプター運航事業（防災企画課）	33
自主防災組織結成推進事業費（防災企画課）	33
能登半島地震を踏まえた防災対策充実強化事業（防災企画課）	34
総合防災情報ネットワークシステム事業（基地対策・国民保護課）	35
防災行政無線整備・維持管理事業（基地対策・国民保護課）	36
河川砂防情報システム維持管理費（河川課）	36
砂防情報システム維持管理費（砂防課）	37
災害福祉広域支援ネットワーク事業費（福祉保健課）	38
審議事業群（防災企画課・福祉保健課） 質疑応答	39
審議事業群（防災企画課） 事業群説明	42
審議事業群（防災企画課、基地対策・国民保護課） 事業説明	43
一般防災対策事業（防災企画課）	43
原子力災害対策整備事業（防災企画課）	44
特殊防災対策費（基地対策・国民保護課）	45
国民保護対策事業費（基地対策・国民保護課）	45

【宍倉委員長】

この後は、審議方法に従い、個別事業群の審議に入ります。審議の結果につきましては、基本的にこれを尊重し、最終的な意見の取りまとめを行ってまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

基本戦略・施策の概要

【事務局】

それでは引き続き、基本戦略及び施策についてご説明申し上げます。資料は「チェンジ＆チャレンジ」の方をご覧ください。

その計画につきましては、先ほど総務部長の中尾よりご説明申し上げたとおり、令和3年度から令和7年度までの5カ年を計画期間としており、本年度が最終年度となっております。

2ページ左側に記載のとおり、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として掲げております。この理念を実現するための3つの柱を丸で囲んでおりますが、これが基本戦略の柱となります。

基本戦略は10本あり、現在47の施策に取り組んでいるところでございます。

本年度の評価委員会では、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」という柱に沿った基本戦略3-3 「安全・安心で快適な地域を創る」を推進するための施策のうち、3つの施策に関連する5つの事業群と、それに付随する個別事業についてご審議いただくこととしております。

基本戦略3-3 安全・安心で快適な地域を創るにつきましては、4ページをご覧ください。将来像は同ページに記載のとおりです。

この戦略を推進する背景として、現状や時代の潮流、課題、そして本県の強み・チャンス・ポテンシャル、前計画の主な成果については、右側の5ページに記載しております。

現状と時代の潮流としては、1. 人口減少や少子高齢化に伴う地域の防犯・防災・交通安全活動の担い手不足しているところでございます。2. サイバー犯罪の高度化・多様化、若者への薬物乱用の広がり、高齢運転者による事故の懸念されているところでございます。3. 食品の安全・安心に関する情報が氾濫している状況です。4. 消費者トラブルが悪質・巧妙化するとともに、社会経済情勢により新たな手口が次々に発生しており、高齢者の消費者被害や成年年齢引下げ等による若年層の消費者被害の増加が懸念されています。5. 未曾有の集中豪雨や巨大台風による洪水や土砂災害等の頻発化・激甚化及び大地震への懸念もあるところでございます。6. 防災における広域連携の必要性の高まっております。7. 外国由来や国内から流出したごみが、毎年、大量に漂着するほか、国際的に海洋プラスチックごみが問題化しているところでございます。8. パリ協定に基づき、気候変動対策の機運が高まっているところです。9. 気候変動等は野生生物の生育・生息環境にも影響を及ぼしているところでございます。

これらの現状と時代の潮流を踏まえ、本県としては以下のような課題への対応といたしまして、サイバー犯罪被害の防止、交通事故対策、食品に関する正確な情報取得の取組、消費者教育の推進、正確な防災情報の迅速な共有、防災意識の向上と連携体制の構築、災害に備えた施設整備及び避難・警戒体制の構築、消防団員の確保と活動の推進、離島や小規模市町の消防体制の強化、廃棄物の発生抑制及びリサイクルの取組、気候変動に伴う生態系の把握と影響の予防・軽減策の実施といったことを推進することとし

ております。

また、本県の活かすべき強み、チャンス・ポテンシャルとしては、全国トップクラスの治安水準があること、過去の災害の経験を踏まえた防災対策が講じられていること、また本県には自衛隊の基地があり、緊密な連携が図られていること、温室効果ガスの排出量が国の平均値を下回っていること、多くの島や2つの国立公園を有し本県ならではの生物多様性及び優れた景観や自然環境が存在していることも、本県の強みとして挙げられております。

前計画における主な成果につきましては、資料に記載のとおりであり、数値としてもいずれも改善傾向に転じているところでございます。

続きまして、施策1についてご説明いたします。

施策1は、犯罪・交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進でございます。目指す姿につきましては、資料右上に記載のとおり、県民一人ひとりの自主防犯意識や交通安全意識の高揚が図られ、県民が安全かつ安心して暮らせるところが目指す姿になっております。

この目標を達成するために、地域住民、事業者、警察、行政等が一体となって地域安全活動、犯罪対策、交通安全対策等を推進し、犯罪が起きにくく、交通事故の少ないまちづくりに取り組むこととしております。

施策の指標としては、2点ございまして、刑法犯罪認知件数の減少傾向を維持すること、年間交通事故死者数の減少となっております。

具体的には、令和元年の交通事故死者数が33人であったのに対し、令和7年には30人以下を目指しております。

この施策には、資料中の丸囲みで示されているとおり、5つの事業群がございます。そのうち、今回安全・安心を実感できる社会づくりの推進、サイバー空間の安全確保に向けた対策の推進についてご審議いたこととしております。

事業の具体的な内容につきましては、この後、担当課よりご説明申し上げます。

【宍倉委員長】

それでは、県の所管課より、事業群及び事務事業の内容、内部評価結果等についてご説明いただき、その後、質疑応答を通じて審議を進めてまいります。

なお、審議の視点につきましては、先ほど事務局よりご説明がありました資料3ページに記載されておりますので、審議の際にはそちらをご参照いただけますようお願いいたします。

本日の質疑内容のうち、現時点で回答が困難なものにつきましては、第2回委員会にて対応させていただくものとし、また本日いただいた委員の皆様からのご意見につきましても、第2回委員会にて取りまとめを行う予定でございます。

議論が必要な事業の審議時間を確保するため、特に問題が認められない事業については、簡潔に審議を進めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、進行を事務局にお願いしたいと思います。

審議事業群（生活安全企画課） 事業群説明

【事務局】

まずは、事業群① 安全・安心を実感できる社会づくりの推進について、所管課である生活安全企画課から概要をご説明申し上げます。

【生活安全企画課】

生活安全企画課より、安全・安心を実感できる社会づくりの推進についてご説明いたします。

資料につきましては、お手元の長崎県総合計画 6 ページ、事業群評価調書及び補足説明資料 7 ページをご参照ください。

本事業群は、総合計画において、安全・安心で快適な地域を創る施策の一環として位置付けられており、犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進を目的としております。

取組内容につきましては、評価調書の 1. 計画等概要に記載のとおり、県民や観光客が安心を実感できる社会づくりを推進するため、県民をはじめ関係機関が協働し、犯罪被害に遭いにくい環境づくりに取り組んでおります。

本事業群を代表する指標として、「安全・安心に関する情報発信数」を設定しており、年間 3,500 件以上の情報発信を目標としております。

また、大別して 3 つの取組項目のもと、4 つの事務事業をそれぞれ実施しております。

それでは、次に本事業群の取組項目についてご説明いたします。

まず第 1 に、広報啓発、防犯カメラの効果的活用等による、子ども・女性・高齢者を守る総合的な犯罪予防対策の推進についてです。

この取組は、犯罪の起きにくいまちづくりを実現するため、防犯教室・防犯講話・防犯訓練の実施に加え、あらゆる媒体を活用して、特に悪質・巧妙化しているニセ電話詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺の被害防止に関する情報発信、少年の非行防止対策などに取り組んでおります。

第 2 に、自主防犯意識の高揚及び自主防犯活動の活性化対策の推進については、個別事務事業である地域安全活動推進事業及び防犯まちづくり推進事業により対応しており、防犯講習会の開催や、ボランティア団体の活動支援などを実施しております。

第 3 に、犯罪被害者等に対する支援の充実につきましては、犯罪被害者等支援対策事業により、県民への広報啓発、相談体制の整備などを進めております。

これらの取組項目に対応する具体的な事務事業については、事業群評価調書 2 ページ 令和 6 年度取組実績に記載のとおりでございます。詳細は後ほど改めてご説明申し上げます。

なお、事業群と事務事業の関係や、事務事業同士の関連性については、事務事業評価補足説明資料 7 ページに記載しておりますので、個別の事務事業を順にご説明する際にご参照ください。

次に、事業群評価調書 4 ページ 3. 実績の検証及び解決すべき課題と方向性についてご覧ください。

取組項目ごとに、事業群に対する個々の事務事業の貢献度等を分析し、実績と課題を検証したところ、第1の取組では、刑法犯認知件数の増加傾向とSNSを悪用した詐欺の急増、第2の取組では防犯団体の活動の活性化、第3の取組では、多機関ワンストップサービス体制の構築が課題として挙げられております。これらの課題の解決に向けた方向性につきましては、後ほど改めて詳しくご説明申し上げます。

以上を踏まえ、4. 令和7年度見直し内容及び令和8年度実施に向けた方向性に記載のとおり、個別事業の具体的な見直しを検討しております。こちらも後ほどご説明いたします。

【事務局】

引き続き、事業群を構成する個別事務事業についてご説明いたします。

当該事業群は2つの課で構成されておりますので、課ごとにご説明を行い、すべての事業についての説明が終了した後に質疑をお受けいたします。

それでは、地域安全活動推進事業及び少年非行防止対策事業についてご説明いたします。

審議事業群（生活安全企画課、交通・地域安全課）各事業説明

地域安全活動推進事業（生活安全企画課）

【生活安全企画課】

まず、生活安全企画課より、地域安全活動推進事業について概要をご説明いたします。

資料につきましては、お手元の事業群評価調書2ページ及び事務事業補足説明資料8~10ページをご参照ください。

本事業は、事業群の取組項目のうち、広報啓発、防犯カメラの効果的活用等による子ども・女性・高齢者を守る総合的な犯罪予防対策の推進、自主防犯意識の高揚及び自主防犯活動の活性化対策の推進に寄与する事業として実施しております。

なお、本事業は事業群の中核事業として位置付けられております。

令和6年度の実施状況につきましては、事務事業補足説明資料に記載のとおりです。8ページをご参照ください。

本事業は、県民一人ひとりの防犯意識の向上により、自主防犯活動の活性化を図り、ニセ電話詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺などの防犯対策を推進し、犯罪の起きにくいまちづくりを実現することを目的としております。

令和6年度の具体的な実施状況及び成果につきましては、防犯教室、防犯講話、防犯訓練の実施、ニセ電話詐欺被害防止対策の推進、SNS型投資・ロマンス詐欺被害防止対策の推進に取り組んでおり、防犯教室、防犯講話、防犯訓練の実施につきましては、県内各所で合計1,967回開催し、延べ12万人以上が参加いたしました。

ニセ電話詐欺被害防止対策及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害防止対策につきましては、地域安全活動推進事業に関する説明資料に記載のとおり、関係機関と密に連携しながら、実効性のある活動を展開

してまいりました。

本事業の成果として、情報発信件数が大幅に増加する結果となり、県民の犯罪に対する抵抗力の強化、防犯意識の高揚、そして自主防犯活動の活性化に寄与しました。

令和 6 年度の実績を踏まえ、令和 7 年度においては、従来の防犯講話等の活動を継続しつつ、SNS 等を悪用した急速に変化する犯罪形態に的確に対応するため、県内の SNS 利用者を対象としたアプリ内バナー広告や、インストリーム広告を活用した広報啓発活動の展開を予定しております。

令和 8 年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、事業構築の視点として、特に非対面型の広報啓発活動に着目し、先ほど申し上げた SNS 等を活用した広告事業をはじめ、情報発信手法の多様化を図ることとしております。

少年非行防止対策事業（生活安全企画課）

次に、少年非行防止対策事業について概要をご説明いたします。

資料は、事業群評価調書 2 ページ及び補足説明資料 11、12 ページをご参照ください。

本事業は、事業群の取組項目のうち、広報啓発、防犯カメラの効果的活用等による子ども・女性・高齢者等を守る総合的な犯罪予防対策の推進に寄与する事業として実施しております。

令和 6 年度の実施状況につきましては、補足説明資料 11 ページに記載のとおりです。

本事業の目的は、少年の非行防止であり、少年の非行を防止するための諸対策を実施しております。

具体的な令和 6 年度の実施状況及び成果でございますが、記載のとおり大別して、非行防止教室、非行に走る恐れ等の問題を抱えた少年に対する支援活動、ボランティアと合同の街頭補導活動に取り組んでおり、非行防止教室につきましては、学校の児童・生徒を対象に、万引き防止等をテーマとした非行防止教室を 345 回開催しております。非行に走る恐れ等の問題を抱えた少年に対する支援活動につきましては、去年 52 人の少年に対して、学習支援や農業体験活動等を 32 回実施しております。ボランティアとの合同補導が合同街頭補導活動につきましては、少年補導員というボランティアを県内県下で約 850 名委嘱しております、そのボランティアの 2,507 人と警察で 563 回の街頭補導活動を実施し、この事業の成果として、非行少年の人数は 226 人、前年比プラス、35 人という結果ございましたが、10 年前の平成 26 年には 560 人という数字で、長い目で見れば半数以上減少しているという結果でございます。

令和 7 年度においても、非行防止教室の開催や非行に走る恐れ等の問題を抱えた少年に対する支援活動を継続して実施しております。

令和 8 年度に向けた見直しの方向性としては、近年問題となっている闇バイトや大麻事犯などに対応するため、インターネットや薬物の危険性が強く印象に残るような、効果的な非行防止教室の開催に努めるとともに、新たな少年犯罪の動向を踏まえ、講話内容の改善を図る予定です。

以上で説明を終わります。

【事務局】

続きまして、防犯まちづくり推進事業及び犯罪被害者等支援対策事業費について、交通・地域安全課よりご説明申し上げます。

防犯まちづくり推進事業（交通・地域安全課）

【交通・地域安全課】

まず、防犯まちづくり推進事業について、概要をご説明いたします。

資料は、事業群評価調書 1 ページ及び補足説明資料 13 ページをご参照ください。

まず、事業群の取組との関連についてでございますが、本事業は、事業群の取組項目 ii. 自主防犯意識の高揚及び自主防犯活動の活性化対策の推進に寄与するために実施している事業でございます。

令和 6 年度の実施状況につきましては、補足説明資料 13 ページをご参照ください。

本事業の目的は、長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例に基づき、犯罪のない安全・安心な長崎県を目指して、県、市町、県民及び事業者等が連携・協力し、各種取組を実施することで、安全で安心して暮らし、滞在することができる地域社会の実現を図ることにあります。

具体的な令和 6 年度の実施状況及び成果でございますが、犯罪のない日本一安全・安心な長崎県を目指し、各地域において自主防犯活動を促進するため、長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり宣言への参加を促進するため、県民に対して、防犯グッズの提供、防犯情報や活動事例に関する情報発信を行うとともに、取組が優秀な団体への表彰を通じて、自主防犯活動への意欲向上を図っております。

これらの活動支援により、地域の防犯活動が活性化され、宣言団体による活動成果として、成果指標の目標を達成し、県民の自主防犯意識の向上及び安全・安心なまちづくりの推進に寄与しております。

令和 7 年度においても、引き続き自主防犯活動の活性化に資する取組を実施しております。

令和 8 年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、自主防犯活動への参加促進をより効果的かつ効率的に図る必要があることから、事業の統合などによる改善と評価しております。

犯罪被害者等支援対策事業費（交通・地域安全課）

続きまして、犯罪被害者等支援対策事業費について概要をご説明いたします。

資料は、事業群評価調書 1 ページ及び補足説明資料 15 ページをご参照ください。

本事業は、事業群の取組項目 iii. 犯罪被害者等に対する支援の充実に寄与するために実施している事業であり、事業群内では中核事業として位置付けております。

令和 6 年度の実施状況につきましては、補足説明資料 15 ページをご覧ください。

本事業の目的は、長崎県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減、並びに生活の再建を図るとともに、誰もが犯罪被害者になりうるという認識を県民が共有し、犯罪被

害者等に関する課題を社会全体で考え、支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することです。

令和 6 年度の具体的な実施状況及び成果はでございますが、①性暴力被害者の心身の負担軽減及び健康の早期回復、被害の潜在化防止を目的として、性暴力被害者専用支援窓口サポートながさきを設置し、相談体制を整備しております。②SNS 型相談窓口を含む相談窓口周知カードや広報チラシ等の配布。③犯罪被害者等支援講演会の開催。これらの取組により、サポートながさきでの相談対応件数は増加し、成果指標の目標を達成しております。令和 6 年度の目標は 510 件、実績は 773 件であり、被害の潜在化防止にも寄与しております。

令和 7 年度においても、引き続き被害者等支援体制の充実に資する取組を実施しております。

令和 8 年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、地方における途切れのない支援提供体制の強化を図る必要があることから、警察庁が提唱する多機関ワンストップサービス体制の構築に向けた事業の検討が必要となるため、「拡充」と評価しております。

以上で、県交通・地域安全課からの説明を終わります。

【事務局】

以上、事業群① 安全・安心を実感できる社会づくりの推進に関する事務事業のご説明を申し上げました。

この事業群及び事務事業について、質疑をお願いいたします。

審議事業群（生活安全企画課、交通・地域安全課） 質疑応答

【宍倉委員長】

ありがとうございました。

それでは、先ほどご説明いただいた事業群全体及び事務事業について、質疑を行いたいと思います。初回ということもあり、委員の皆様にとって理解に時間がかかる部分もあるかと思います。少し頭の整理をしながら進めてまいりますので、ご協力いただけますと幸いです。

今回の審議対象は、安全・安心を実感できる社会づくりの推進を推進する中での、事業群① 犯罪や交通事故のない安心・安全な地域づくりに関連する事業です。特に、安心・安全に関する情報発信数などを指標とした事業について、生活安全企画課及び交通・地域安全課より、4 つの取組に関するご説明をいただいたものと理解しております。

取組の実績等につきましては、資料の 2 ページに、令和 4 年度から令和 6 年度までの事業費が記載されており、参考として人件費も併記されています。右側には、活動指標及び成果指標が令和 5 年度・令和 6 年度の目標・実績として記載されており、令和 7 年度の目標も示されている構成となっております。

これら 4 つの取組は、それぞれ事業予算を活用して実施されていることが、資料及びご説明から確認できたかと思います。

初回の審議ということもあり、委員の皆様にとっては資料の見方や数字の読み取りに戸惑われる部分

もあるかと思います。記載事項に関して、小さな点でも構いませんので、疑問点や確認したい事項がございましたら、ぜひご意見・ご質問をいただければと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

【齊藤委員】

ご説明いただき、ありがとうございます。

生活安全企画課が所管されている事業について、いくつか質問させていただきます。資料の 2 ページに関連する内容かと存じますが、まず 1 点目は、地域安全活動推進事業に記載されている防犯診断等の自主防犯活動の実施についてです。この防犯診断とは具体的にどのような内容なのか、ご教示いただけますでしょうか。

2 点目ですが、先ほどのご説明の中で、SNS 等のさまざまな媒体を活用して情報発信を行っているとのことでした。犯罪の傾向として、低年齢層が狙われるケースや高齢者が標的となるケースなど、対象によって異なる特徴があるかと思います。こうした世代別・属性別の視点に基づいた情報発信の工夫はされているのでしょうか。

3 点目は、2 点目とも関連しますが、インストリーム広告の活用について検討されているとのお話がありました。SNS 等を通じて情報発信を行う中で、使用するツールや発信内容と、それによる犯罪抑制効果について、何らかの効果検証は実施されているのでしょうか。

最後に 4 点目ですが、少年非行に関する部分についてです。ご説明の中で、「近年非行が増加している」とのご指摘がありました。資料には「非行少年数が増加している」との記載がある一方、過去と比較すると減少傾向にあるとの説明もございました。近年の状況については「増加している」と理解すべきなのか、また、過去からの減少傾向の中で再び増加に転じた背景や要因について、何かお考えがあればお聞かせいただけますでしょうか。

加えて、非行少年の人数に関する成果指標の目標値については、どのような考え方で設定されているのかも併せてお伺いできればと思います。

質問が多岐にわたってしまいましたが、可能な範囲でご回答いただけますと幸いです。よろしくお願ひいたします。

【生活安全企画課】

それでは、生活安全企画課よりご説明申し上げます。

まず、防犯診断及び自主防犯活動についてですが、これは学生ボランティアや少年補導員などによる活動をしております。具体的には、駐輪場における放置自転車への注意喚起、学校関係者と連携した通学路の安全確保、青色回転灯等を装備した車両によるパトロール（いわゆる「青パト」）、通学路における子どもの見守り活動などを総称して防犯診断及び自主防犯活動としております。これらの活動の実施回数は、資料に記載の目標値及び実績値として示されております。

次に、情報発信についてですが、防犯講話や防犯教室は非常に有効な手段である一方、あらゆる世代に情報を届けるためには、SNS やメールなど、さまざまな媒体を活用することで、広く県民に周知するための手段ですので、情報発信件数を成果指標として設定しております。

また、世代別の取組についてですが、広報活動は世代によって受け止め方が異なるため、やり方を若干えていかないと、やはりその世代に響かないということがありますので、県警では、若年層には SNS を活用した情報発信を行い、高齢者にはスマートフォンや SNS を利用されない方も多いため、テレビや新聞などの従来型メディアを通じた情報提供、児童・生徒に対しては、非行防止教室を通じて、SNS の危険性や犯罪防止に関する啓発を行っております。

インストリーム広告についてですが、ニセ電話詐欺などの被害は若年層にも広がっており、YouTube などの動画視聴中に表示される広告（インストリーム広告）を活用することで、効果的な注意喚起が可能と考えております。

情報発信の効果検証については、適宜効果測定を行い、効果が認められる手法は継続し、効果が薄いものについては改善を図る方針です。

次に、少年非行の増加についてですが、犯罪統計によると、非行少年数が最も少なかったのは令和 4 年度で 127 人でした。これは、コロナ禍の影響により、少年が外出する機会が減少したことが背景にあります。刑法犯全体も同様に減少傾向にありましたが、現在はコロナ禍前の水準に戻りつつあり、少年非行も増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、非行防止教室の開催や、非行傾向のある少年への立ち直り支援などを通じて、非行の抑制に努めております。

最後に、非行少年数に関する目標値についてですが、現在増加傾向にあるため、具体的な数値目標の設定は難しい状況です。ただし、前年度よりも非行少年数を減少させることを目指して取り組んでおります。

令和 5 年度及び令和 6 年度にかけて、非行少年数は増加傾向にあります。犯罪の内容を見てみると、万引きや自転車盗といった初発型非行が大半を占めております。

この背景には、コロナ禍の影響がございます。コロナ禍においては、子どもたちが外出する機会が少なかったため、必然的に万引きや自転車盗といった非行も減少しておりました。しかし、社会活動の再開に伴い、外出機会が増えたことで、こうした初発型非行が再び増加傾向にあるのが現状です。

今後も、非行防止教室の開催や、非行少年に対する立ち直り支援を通じて、非行の抑制に努めてまいります。

【宍倉委員長】

他に何かご質問等ございませんでしょうか。

【平松委員】

ありがとうございます。いくつか確認させていただきたい点がございます。

まず 1 点目ですが、事業群① 安全・安心に関する情報発信数について、目標値として 3,500 件以上が設定されております。この数値は、各事業で取り組まれている情報発信の件数を合算したものと理解してよろしいでしょうか。それとも、個別に管理されているものなのでしょうか。

また、令和 5 年度は目標値に対して実績が 3,300 件と若干少なかったようですが、何か特定の要因があつたのでしょうか。年度によって変動があるものなのか、背景をご教示いただければと思います。

2 点目は、非行少年数の目標設定についてです。令和 3~4 年度はコロナ禍の影響で減少していたものの、令和 5 年度以降は増加傾向にあるとのことでした。短期的に見ると、社会情勢的にやむを得ない部分もあるかと思いますが、少子化が進む中で、例えば 10 年前と比較した場合の非行少年数の割合など、長期的な視点での目標設定の考え方もあるのではないかと感じました。

令和 5 年度のように、直近の状況だけで目標を設定するのは難しい面もあるかと思いますが、今後の成果の捉え方として、社会的・長期的な情勢等を踏まえた検討も有効ではないかと考えております。

質問というよりは感想に近い部分もございますが、以上の点についてご意見をいただけますと幸いです。

補足説明資料 13 ページに記載されている、安全・安心まちづくり宣言の実施状況について、自治会等の団体を募集されており、そのうち 410 団体が宣言を行っているとのことでしたが、現在の県内における自治会の総数や規模感についてご教示いただけますと幸いです。

【生活安全企画課】

まず、安全・安心まちづくり宣言に関連する情報発信の方法についてご説明いたします。

当課では、公式 SNS (Facebook、YouTube、LINE など) を活用した情報発信を行っております。また、警察では「もってこいネットワーク通信」を定期的に事業者へ配信しており、これも情報発信の一環です。

加えて、県の広報誌や県警の、「安心メールキャッチくん」と呼ばれるリアルタイムのメール配信サービスも活用しております。これは、子どもへの声かけ事案などが発生した際に、迅速に情報を発信する仕組みです。

さらに、報道機関 (NHK、長崎新聞など) を通じた注意喚起も含め、これらすべての情報発信件数を合算して、目標値 3,500 件以上を設定しております。

この目標値の根拠につきましては、令和元年度の実績 (3,442 件) を基準として設定したものであり、平成 29 年から令和元年までの 3 年間の中で最も多かった件数を参考にしております。

次に、非行少年の状況についてですが、短期的に見ると令和 4 年度を起点として、右肩上がりに増加している傾向が見られます。今後も県内の非行情勢を注視しながら、非行防止教室の開催や再犯少年への立ち直り支援活動を通じて、非行少年数の抑制に努めてまいります。

【交通・地域安全課】

安全・安心まちづくり宣言事業における「宣言団体」とは、資料上では「自治会等」と記載しておりますが、実際には地縁団体である自治会や町内会のほか、老人会、各種サークル、民間事業者など、任意の団体も含まれております。これらの団体が自主的に宣言を行い、地域の安全・安心の向上に向けた活動に取り組んでいただいております。

団体の規模感につきましては、警察庁が示している防犯ボランティア団体の基準に準じており、月1回以上の活動を行い、構成員が5人以上であることが目安となっております。民間事業者もこの基準に基づいて判断しております。

宣言団体の登録については、団体の総数や会員数については、自治会のみであれば別の所管課で把握している可能性がありますが、任意団体も含めた全体の数については、現時点では正確な把握が難しい状況です。

以上でございます。

【宍倉委員長】

何か他によろしいでしょうか。他にご質問どうぞ。

【内田副委員長】

内田と申します。ご説明ありがとうございます。

事務事業に関する補足説明資料を拝見し、いくつか質問させていただきます。

まず、8ページのテレビ報道による広報啓発についてです。記載されている報道機関の中に1社含まれていないものがあるようですが、その理由についてご教示いただけますでしょうか。

次に、私自身、諫早警察署の近くに居住しておりますが、署の近くにある横断歩道に設置されている電光掲示板についてお伺いします。あの掲示板は広報・啓発活動の一環と理解しておりますが、最近は表現が非常に柔らかくなっている印象を受けています。以前のように、交通安全週間といった硬い表現ではなく、流行語などを用いた、目を引く文言が表示されているように感じます。こうした掲示内容は、どの部署が企画・運用されているのか、今回の審議の中で疑問に思いましたので、併せてご教示いただけますと幸いです。

続いて、11ページの少年非行防止対策事業についてです。まず、非行少年の定義について、改めてご説明いただけますでしょうか。

また、同ページの(2)非行に走る恐れ等の問題を抱えた少年に対する支援活動において、学習支援と農業体験活動が記載されています。心理的・物理的両面からの支援が行われているものと理解しておりますが、現在の家庭環境は非常に多様化・複雑化しており、学校だけでは対応しきれないケースも多く見受けられます。

そのような背景を踏まえ、専門的なカウンセラーや医療関係者、地域の支援機関などと連携した支援活動は行われているのでしょうか。資料には学習支援と農業体験活動の2点のみが記載されておりますが、

それだけで十分な支援が行き届いているのか、疑問を感じております。特に非行少年の問題は家庭環境に起因することが多く、カウンセラーなどとの連携状況についてお伺いしたいと思います。

さらに、15 ページのサポートながさきについてです。24 時間体制で相談支援業務を行っているとのことです、この仕組みについて詳しくご説明いただけますでしょうか。例えば、被害者が相談した後、事件として捜査が開始されるケースもあるのか、それともセクシャルハラスメントなど、事件化しない相談も受け付けているのか。サポートながさきの運用の流れについて、具体的に教えていただけますと幸いです。

それから、県内の中学校・高等学校・特別支援学校の生徒 7 万 1,000 人に対して、携帯カードを配布したと記載されていますが、これは被害が多い年齢層を対象としているという理解でよろしいでしょうか。

7 万 1,000 枚という規模での配布には、相応の費用が発生しているものと推察されますが、果たしてこの取組に効果があるのか、疑問を感じております。特に、現在の子どもたちは紙媒体よりも SNS などのデジタルメディアに親しんでいる傾向が強く、また、広報手段としても、SNS への移行が進んでいるのであれば、Instagram や TikTok など、子どもたちが日常的に利用しているプラットフォームを活用した方が、より効果的に情報が届くのではないかと感じております。この辺もちょっと疑問に思ったところなので、教えてください。

【生活安全企画課】

まず、補足説明資料 8 ページ、テレビ報道による広報啓発についてご説明いたします。

本件は、SNS 型投資・ロマンス詐欺の被害防止対策に関連する広報活動の一環として、テレビ報道の実績を確認したところ、県内 5 局のうち、4 局が該当する報道を行っていたことが確認できました。

報道の方法には、警察から積極的に報道資料を出して、報道を依頼する場合と、報道機関側から取材を個別に依頼される場合とがあり、その両方に對応していますが、残る 1 社については、警察側が確認できる範囲で報道された事実を確認できなかったため除外しております。ただし、同社においても、ニセ電話詐欺被害防止に関する広報については確認されておりますので、協力はいただいているものと認識しております。

次に、電光掲示板に関するご質問についてです。

掲示板に表示される注意喚起文につきましては、各警察署が創意工夫を凝らして作成しており、協力団体のご支援のもとで運用されています。最近では、交通事故防止や犯罪被害防止に関するメッセージに、流行語や柔らかい表現を取り入れるなど、より目を引く工夫がなされております。これも、地域住民の関心を高めるための取組の一環です。

続いて、非行少年に対する支援活動についてです。

資料には学習支援や農業体験活動が記載されておりますが、これらに加えて、生活安全企画課内には少年サポートセンターが設置されており、公認心理士の資格を有する専門職員が在籍しており、非行に走る恐れのある少年に対して、個別の面接を定期的に実施しております。

さらに、警察だけでは対応が困難なケースについては、児童相談所の管轄となり、要保護児童対策地域協議会において、児童相談所、県・市の担当者、警察の担当者が集まり、個別の少年に対するケアの対策会議を行っているというのが現状でございます。

【交通・地域安全課】

それでは、被害者支援に関するご質問について、該当箇所は補足説明資料 15 ページとなります。

まず 1 点目、24 時間緊急対応可能な相談体制についてです。

この体制は、被害に遭われたすべての方を対象としており、事件として正式に扱われていない段階であっても、被害が確認されれば相談対応の対象となります。24 時間体制は国の施策に基づくものであり、大阪に設置されたコールセンターを経由して、必要に応じてサポートながさきへ連絡が入り、緊急対応ができる仕組みとなっております。

たとえば、緊急避妊が必要なケースなどでは、サポートながさきがまず警察への届け出を促すなど、被害者の意向を尊重しながら、関係機関と連携して対応を行っております。

次に、携帯カードの配布についてです。

県内の中学校・高等学校・特別支援学校の生徒 7 万 1,000 人に対して携帯カードを配布した背景には、性被害の低年齢化が急速に進んでいるという現状があります。現在、相談件数は年間約 800 件で、そのうち 35% が 0 歳から 19 歳までの未成年によるものです。

このような状況を踏まえ、若年層に対して「困ったときはすぐに相談してください」というメッセージを届けるために、携帯カードを配布しております。カードを受け取ったことで、これまで声を上げられなかつた方が相談に踏み切るきっかけとなり、潜在化防止に一定の効果があったと感じております。

なお、SNS (Instagram や TikTok など) を活用した広報については、今後の施策として検討を進めてまいります。

【内田副委員長】

そういう背景があるのであれば、例えばこの意識啓発活動の文言の中に、「性被害の低年齢化が進行している。だからこそ、このような携帯カードを 7 万 1,000 枚配布した」という一言を加えると、より効果的ではないかと考えています。

【宍倉委員長】

他にありますでしょうか。

【齊藤委員】

回答は不要ですが、交通・地域安全課から「サポートながさきで受理した相談件数」が成果指標となっていますが、やはり、活動指標の方が望ましいのではないかと感じました。

そこで、この成果指標について、どのようにお考えでしょうか。成果として、この目標に対して、上がった方が良いのか、下がった方が良いのかといった点については、相談件数の捉え方によって両方の見方があると思います。

件数が下がるということは、犯罪が減少している可能性もありますし、逆に未然に防ぐために相談窓口を活用することで件数が増える場合もあります。結果として、相談件数が増えて、それが必ずしも悪いことではないと気づくこともあります。そうした観点から、成果指標に記載するのは適切ではないかもしれませんと感じました。

この点については、事務局を通じて改めてご回答をいただければと思います。どちらにするかという結論ではなく、こういう考え方がある、といったご意見を事務局経由で共有いただければ幸いです。

【交通・地域安全課】

委員がおっしゃったとおり、プラスの側面としては、被害者が相談してくれることで潜在化の防止につながるという点が挙げられます。一方で、マイナスの側面としては、それだけ被害が発生しているということもあります。

この点について、目標設定をどうするか非常に悩みましたが、令和4年度から6年度までの平均値をもとに、令和7年度の目標を設定しております。現状としては、そのような対応となっています。

【宍倉委員長】

以上で、特にご意見がなければ、この事業群に関する本日の審議は終了とさせていただきます。

審議事業群（サイバー犯罪対策課）事業群・事務事業説明

【事務局】

続きまして、事業群5 サイバー空間の安全確保に向けた対策の推進について、引き続き、サイバー犯罪対策事業を含め、警察本部サイバー犯罪対策課より一括してご説明をお願いいたします。

【サイバー犯罪対策課】

警察本部サイバー犯罪対策課からは、事業群5 サイバー空間の安全確保に向けた対策の推進の概要と、これに付随する個別事業であるサイバー犯罪対策推進事業について、一括してご説明いたします。

まず、事業群の概要についてご説明いたします。お手元の長崎県総合計画 159 ページ及び事業群評価調書1ページをご参照ください。

本事業群は、総合計画における戦略 安全・安心で快適な地域を創る中の、犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進に位置付けられる事業群です。

取組内容につきましては、評価調書1ページ 計画等概要の⑤に記載のとおり、社会全体のサイバーセキュリティ意識を向上させるための情報発信活動の推進、及びサイバー犯罪への対処能力の強化としています。

この事業群を代表する指標として、サイバーセキュリティ講話の受講者数を設定しており、最終年度である令和7年度には、受講者数3万1,000人以上を目標として事務事業を実施しています。

次に、本事業群の取組項目についてご説明いたします。取組項目は、評価調書7ページに記載のサイバーセキュリティ意識の高揚に向けた情報発信及び広報啓発活動の推進です。

この取組項目を進めるにあたり、具体的な事務事業として、評価調書3ページの最下段に記載のサイ

バー犯罪対策推進事業に取り組んでおります。

事務事業と事業群との関係につきましては、資料 16 ページに補足説明を添えておりますので、ご参照ください。

続いて、事務事業の概要について補足説明資料に基づきご説明いたします。資料の 17 ページ及び 18 ページをご覧ください。

令和 6 年度には、大きく 2 つの項目に取り組みました。

1 つ目は、県民のサイバーセキュリティに対する意識向上です。産学官の連携や、サイバー防犯ボランティアとの連携による広報啓発活動、情報発信活動を実施しました。

2 つ目は、サイバー犯罪対処能力の向上です。

取組の成果につきましては、資料に記載のとおりですが、このうちサイバーセキュリティボランティア事業について補足説明いたします。

この事業は、警察から委嘱を受けたサイバーセキュリティボランティア、すなわち高校生ボランティアが、警察の協力機関である教育アドバイザーから講習を受け、専門的な知識を習得した後、小学生・中学生に対して情報モラルに関する講話をを行うというものです。

受講する小中学生にとっては、大人から話を聞くよりも年齢の近いボランティアから話を聞くことで、理解が深まるという効果が期待されます。

また、講話をを行う高校生側にとっても、この活動に主体的に取り組むことで、自身のネットリテラシーの向上が図られるという効果が得られています。

警察では、県内各地の高校に対して新規参加の働きかけを行った結果、令和 6 年度には新たに 1 校が参加し、活動校数は 12 校に拡大しました。

これにより、離島を含む県内各地に活動域が広がり、県内 40 の小中学校に対して講話を実施するという成果を上げることができました。

こうした令和 6 年度の実績を踏まえ、令和 7 年度は、サイバーセキュリティボランティアのさらなる拡充と活性化の推進に取り組んでいるところです。

次に、事業群評価調書 4 ページ、実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性の最下段に記載項目viiをご覧ください。

事業群に対する事業の貢献度等を分析し、実績及び課題を検証した結果、サイバー犯罪は個人・事業者の双方に被害のリスクがあることから、対象に応じた広報啓発の内容を充実させる必要があること、また官民一体となったサイバーセキュリティ環境の構築が課題であることが見えてまいりました。

そこで、解決に向けた方向性としては、産学官などの関係機関・団体との連携を一層強化し、業種に応じたサイバー犯罪被害防止に資する広報啓発を実施するとともに、個人向けには年代や知識レベルに応じた広報啓発活動を推進することを考えております。

以上を踏まえ、資料 6 ページ令和 7 年度の見直し内容及び令和 8 年度実施に向けた方向性の最下段、取組項目viiに記載のとおり、令和 8 年度に向けた本事業の見直しの方向性としては、事業構築の視点として特に広報啓発活動に着目し、県民全体のサイバーセキュリティ意識の向上を図ることとしています。

以上で説明を終わります。

【事務局】

ただいまの事業群及び事務事業について、質疑をお願いいたします。

【宍倉委員長】

はい、ありがとうございました。それでは、今ご説明いただいた事業群及び事務事業について、委員の皆様からご質問等がございましたら、お願ひいたします。いかがでしょうか。

審議事業群　（サイバー犯罪対策課）　質疑応答

【齊藤委員】

講習のサイクルも小中学生を対象とした事業として、非常に有意義なものだと感じました。ここで1点、質問させていただきます。

ボランティアの方が講話をを行う際の資料や内容についてですが、ボランティア自身が作成するのか、それともある程度の雛形が用意されているのでしょうか。

【サイバー犯罪対策課】

はい、ご質問ありがとうございます。

この事業は、出前講座の形式で実施しており、講師の方から講習を受けた後、ボランティア自身が小中学生に伝えたいことを自ら考え、資料を作成します。その後、私たち警察職員及び、協力企業であるラック社の講師によるチェック・点検を行い、当日の講話に臨みます。当日は、警察職員も同行し、支援を行う体制をとっています。

自分たちで資料を作成するというのは、確かにハードルが高い部分もありますが、令和6年度は40回の講話を実施しており、ボランティアの皆さんが非常に頑張ってくれています。

【宍倉委員長】

他にご質問等はございますでしょうか。

【中込委員】

ありがとうございました。中込です。

サイバーセキュリティ対策についてですが、高校生が小中学生に教えるという取組は、基礎知識の習得という点で非常に良いと思います。ただ、もともとの事業の目的は、サイバー攻撃への対策として知識を身につけることだったと理解しています。

その観点から申し上げますと、民間事業者、特に高齢者の方々への指導がより重要ではないかと感じています。私の顧客の中にも被害に遭われた方がいらっしゃいますし、例えば時津町では、サイバー攻撃によって金銭的被害が発生しています。

高校生から中学生への教育は有意義ですが、高齢者や事業者向けの対策にも力を入れていただきたいと思います。

また、予算についてですが、ボランティアを活用しているにもかかわらず、令和7年度の事業費が約4,000万円と、令和6年度に比べて約3倍に増加しています。人件費も高く、事業者向けの取組が資料に記載されていない中で、これほどの予算が必要なのか疑問に感じています。

【サイバー犯罪対策課】

ご質問ありがとうございます。

まず、高齢者や一般の方々への講話についてですが、地域の会合や企業の研修会、学校などに対して、警察職員を派遣し、被害防止の講話を実施しております。高校生ボランティアによる講話は一部の取組であり、一般向けや企業向けの講話も並行して行っているのが実態です。

次に、資料16ページをご覧ください。

このページには棒グラフを掲載しており、令和6年度の決算額と令和7年度の予算額を比較しています。棒グラフの中で、緑色の部分が最も大きくなっていますが、これはサイバー犯罪対策に関する予算を示しています。

この予算は、捜査面に関するものであり、情報通信技術がさまざまな犯罪に悪用されている現状を踏まえた対応です。現在、スマートフォンやパソコンなどが犯罪のツールとして使用されており、これらの機器には膨大なデータが保管されています。

捜査においては、専用の高度な資機材を活用し、これらのデータを抽出・分析することで、捜査の効率化と精度向上を図っています。これらの資機材は、近年のスマートフォン等の高度な機能に対応する必要があるため、非常に高額となっております。

情報技術の進展に伴い、捜査の困難性も増しており、それを克服するために、こうした高度な解析資機材の導入が不可欠となっています。その結果として、予算額が大きくなっているというのが現状です。

【宍倉委員長】

それでは、他にご質問がなければ、本事業群に関する本日の審議は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

審議事業群　（地域環境課）　事業群説明

【事務局】

所管が着席前ではありますが、施策5-3について先に審議を進めさせていただきます。

資料は長崎県総合計画13ページからとなります。

本施策における中項目は、脱炭素社会の実現を目指した快適なライフスタイルの普及となっております。

目指す姿は、資料上部の四角枠内に記載のとおり、環境にやさしく、気候変動の影響にも適応した生活や事業活動が営まれ、脱炭素・資源循環型の持続可能な社会が実現されることです。

取組の概要としては、県民・事業者・行政等が連携・協力し、地球温暖化防止活動を実践するとともに、

気候変動による影響を予防・軽減するための適応策を普及・促進することを目的としています。

成果指標としては、温室効果ガスの排出量削減を目標に掲げております。

それでは、事業群① 節電や省エネルギー等の取組推進及び事業群③ 気候変動への適応策のさらなる推進について、所管する地域環境課より概要の説明をお願いいたします。

【地域環境課】

地域環境課からは、事業群① 節電や省エネルギー等の取組推進及び事業群③ 気候変動への適応策のさらなる推進について、概要をご説明いたします。

まず、2つの事業群の関係についてですが、資料 23 ページをご覧ください。

地球温暖化対策には、大きく分けて温室効果ガスの排出量を減らす緩和策と、気候変動による悪影響に備える適応策があります。

緩和策に関する事業群としては、事業群① 節電や省エネルギー等の取組推進が該当します。また、今回の政策評価の対象外ではありますが、事業群② 脱炭素社会の実現を目指した災害にも強いまちづくりでは、再生可能エネルギーの導入に関する事業に取り組んでおります。

一方、適応策に関する事業群としては、事業群③ 気候変動への適応策のさらなる推進が該当します。

緩和策と適応策は、気候変動の影響によるリスクを低減するための相互補完的な施策であり、車の両輪として推進していくことが重要です。

県では、2050 年のカーボンニュートラル達成を最終目標に掲げ、さまざまな事業に取り組んでおります。

次に、事業群の説明に移ります。

お手元の長崎県総合計画 13 ページ及び事業群評価調書 19 ページをご参照ください。

事業群① 節電・省エネルギー等の取組推進及び事業群③ 気候変動への適応策のさらなる推進は、総合計画において、戦略 3-3 安全・安心で快適な地域を創るの施策 5 脱炭素社会の実現を目指した快適なライフスタイルの普及に位置付けられている事業群です。

このうち、事業群① 節電・省エネルギー等の取組推進の取組内容についてご説明いたします。

事業群評価調書の 1. 計画等概要に記載のとおり、日常生活や事業活動等により排出される温室効果ガスの削減を目的として、節電や省エネルギーの取組を推進するものです。

この事業群を代表する指標として、県内におけるエネルギー消費量を設定しており、最終年度である令和 7 年度の目標値は 13 万 8,000 テラジュールです。これに対し、令和 4 年度時点では 13 万 1,000 テラジュールとなっており、県内のエネルギー消費量は減少傾向にあります。

また、その他関連指標として、県内における温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）も設定しており、こちらも概ね順調に進歩しています。

この取組項目を進めるための具体的な事務事業については、事業群評価調書 20 ページの 2. 令和 6 年度取組実績欄に記載されております。事業の詳細につきましては、後ほど改めてご説明いたします。

続いて、事業群評価調書 21 ページ実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性をご覧ください。

県全体としてエネルギー消費量は減少傾向にあるものの、県内の中小企業からは「脱炭素への取組方が分からぬ」といった声も聞かれています。今後、県内事業者によるさらなる節電・省エネの推進に向けては、こうした事業者への効果的なアプローチが課題であると認識しております。

そのため、商工団体等との意見交換を通じて、中小企業の取組を推進するための方策について検討してまいります。

また、4. 令和 7 年度見直し内容及び令和 8 年度実施に向けた方向性に記載のとおり、節電・省エネのさらなる促進のため、地球温暖化防止活動センターや地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動の強化を検討しております。

続きまして、事業群③ 気候変動への適応策のさらなる推進について概要をご説明いたします。

資料は長崎県総合計画 15 ページ及び事業群評価調書 19 ページをご参照ください。

本事業群の取組内容は、事業群評価調書 1. 計画等概要に記載のとおり、また資料 23 ページでもご説明したとおり、すでに生じている気候変動の影響に対して、その被害を予防・軽減するための適応策に取り組むものです。

この事業群を代表する指標として「気候変動に関する認識度」を設定しており、最終年度である令和 7 年度の目標値は 90% です。しかし、年度によるばらつきはありますが、令和 6 年度の実績は 31% と、目標には達していない状況です。

この背景には、適応策という言葉の概念が難しく、認識度の向上につながっていかないのではないかと考えております。

現実的には、言葉の認識度の向上ではなく、熱中症対策や防災対策など、実際に適応策に取り組む県民の割合を増加させることが重要であると認識しております。

今後は、言葉の認識度に代えて、「人の生命に関わる熱中症対策や防災対策の適応策に取り組む県民の割合」を指標として設定することを検討しております。

適応策を進めるための具体的な事務事業については、事業群評価調書 20 ページ、2. 令和 6 年度取組実績欄に記載されております。事業内容の詳細につきましては、後ほど改めてご説明申し上げます。

事業群評価調書 21 ページ、3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性をご覧ください。

令和 6 年度に実施したウェブ県政アンケートの結果によれば、熱中症対策については、約 9 割の県民が取り組んでいる一方で、防災対策に取り組んでいる県民は約 5 割にとどまっている状況であることが明らかとなりました。

このため、これまでの普及啓発活動に加え、地球温暖化防止活動推進員による県民向けの勉強会や講習会の開催を通じて、特に防災対策の重要性についての普及啓発活動を強化していくことを検討しております。以上です。

審議事業群（地域環境課・港湾課）事業説明

【事務局】

それでは引き続き、事業群を構成する事務事業について、担当課よりご説明いたします。

当該事業群は 2 つの課室で構成されているため、それぞれの課室から説明を行い、すべての内容についてご説明した後、質疑をお受けしたいと考えております。

まず、脱炭素社会実現推進事業（節電や省エネルギー等の取組推進）、脱炭素社会実現推進事業（気候変動への適応策の更なる推進）について、地域環境課からご説明いたします。

脱炭素社会実現推進事業（節電や省エネルギー等の取組推進）（地域環境課）

【地域環境課】

資料は事業群評価調書 20 ページ及び 24 ページの様式 1 をご参照ください。

この事業は、20 ページの事業群評価調書に記載の事業番号 1 の事務事業に該当し、事業群の中核事業に位置付けられております。

詳細につきましては、24 ページをご覧ください。

本事業の目的は、(1) 事業の目的欄に記載のとおり、2050 年度のカーボンニュートラル達成に向けて、節電や省エネルギー等の取組により温室効果ガスの排出量を削減することです。

25 ページをご覧ください。

本事業の成果指標として「温室効果ガスの排出量」を設定しており、令和 12 年度の目標に向けて概ね順調に進捗しております。

また、活動指標として「再生可能エネルギー導入容量」を設定しており、こちらも順調に拡大傾向にあります。

令和 6 年度の実施状況につきましては、24 ページの (2) に記載のとおり、主な取組として県民を対象とした普及啓発事業、事業者を対象とした事業、その他取組として、県及び市町による取組を記載しております。

県民向けの普及啓発活動としては、26、27 ページをご覧ください。

地球温暖化防止活動推進員による環境学習会の実施や、ながさきデコ活の作成、さらにゼロカーボンアクション 12 に基づく啓発物の活用などを行っております。

ゼロカーボンアクション 12 とは、環境にやさしい脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換を促す具体的な取組を、月ごとに紹介する取組で、知事による YouTube 広告動画を活用した啓発も実施しております。

この動画につきましては、6 秒間の広告動画であり、27 ページに補足説明を記載しております。製品名やキャッチフレーズの認知拡大に用いられる広告手法を採用しており、比較的意識の低い若年層を対象としたユーザー層にリーチできるという特徴があります。

推進員による小学生向け環境学習会・出前講座でも、「見たことがある」といった反応を示す児童が多く、一定の反響が得られております。

事業者向けの支援事業やその他の取組につきましては、資料をご参照ください。

令和 7 年度は、ゼロカーボンアクション 12 に基づく普及啓発活動を継続して実施するほか、中小企業

支援や県庁エコオフィスプランの改定などを予定しております。

令和 8 年度以降は、これまでの取組を分析・検証し、事業内容の改善を図るとともに、引き続き国の交付金等を最大限活用しながら、取組を推進してまいります。

脱炭素社会実現推進事業（気候変動への適応策の更なる推進）（地域環境課）

続きまして、脱炭素社会実現推進事業の気候変動への適応策のさらなる推進について、概要をご説明いたします。

資料は事業群評価調書の 20 ページ及び 30 ページの様式 1 をご参照ください。

本事業は、事業群評価調書に記載の事業番号 4 の事務事業に該当します。詳細につきましては、30 ページをご覧ください。

まず、事業の目的についてですが、同ページの（1）事業の目的欄に記載のとおり、適応策に関して関係部局等と連携しながら、県民や事業者等の理解を促進し、気候変動に適応した社会の構築を推進することを目的としています。

令和 6 年度の実施状況につきましては、（2）をご覧ください。

気候変動適応センターによる啓発活動として、ニュースレターによる情報発信や、熱中症情報の公開を適宜実施しております。

また、熱中症リスクの高い高齢者と関わる機会の多い介護・福祉関係者を対象に、気候変動適応セミナーを開催し、93 名の方が参加されました。

さらに、地球温暖化防止活動推進センター及び推進員による環境学習会や、各種イベントにおいても適応策に関する話題を取り上げ、普及啓発を図っております。

なお、学習会等の開催回数は 308 回となっておりますが、すべてが適応策に特化した内容ではない点についてはご留意ください。

適応策については、各部局でも取組が進められており、防災部局の方では、防災推進員の新規養成者の確保、農林部局の方では、水稻の高温耐性品種の栽培普及、水産部局では、漁場整備面積の拡大などに取り組んでおります。

令和 7 年度においても、気候変動適応センターによる情報発信やセミナーの継続実施を予定しております。特に防災対策のため、今年度は「未来の天気と災害への備え」と題し、小学校高学年の親子を対象としたセミナーの開催を予定しております。

なお、冒頭でもご説明したとおり、事業群の指標として設定していた「気候変動に関する認識度」については、言葉の概念が難しく、認識度の向上が困難であると考えております。

重要なのは、日常生活の中で取り組む必要性を理解し、自身の生命に関わる熱中症対策や防災対策に積極的に取り組む県民の割合を増加させることであり、普及啓発による意識の醸成に取り組んでいくことが重要であると認識しております。

今年度は、第二次長崎県地球温暖化・気候変動対策実行計画の策定を目指しており、関係部局がこれまで取り組んできた適応策について分析・検証を行い、事業内容の見直し・改善を図りながら、令和 8 年度

以降も継続的に取組を推進してまいります。以上です。

県営空港脱炭素化推進事業（港湾課）

【事務局】

続きまして、県営空港脱炭素化推進事業について、港湾課より概要をご説明いたします。

【港湾課】

まず、事業群評価調書 19 ページをご覧ください。

本事業は、事業群の取組項目 i. 県有施設の省エネルギー化の推進に寄与することを目的として実施されているものです。

令和 6 年度の実施状況につきましては、事業群評価調書の補足説明資料でご説明いたします。28 ページをご参照ください。

本事業の目的は、県内 5 つの離島空港において、空港管理者である県が空港関係者の脱炭素化に係る取組を取りまとめ、空港脱炭素化推進計画を策定することにあります。

令和 6 年度の実施状況と成果については、記載のとおり対馬空港及び壱岐空港において、温室効果ガスの排出状況を把握し、各空港の規模・地理的特性・管理運営状況を踏まえたうえで、温室効果ガス削減の目標設定と、それを達成するための取組の検討を行いました。

この検討にあたり、空港ごとに空港脱炭素化推進協議会を 3 回開催し、最終的な成果として「空港脱炭素化推進計画」を策定しました。

協議会の構成員は、空港ターミナルビル、航空会社、航空局、地元市などで構成され、協議を行いました。

実施状況の補足については、29 ページの資料をご覧ください。

左下には、令和 5 年度及び令和 6 年度に作成された 3 空港の計画概要が記載されており、削減目標や主な取組内容が示されています。

例えば、福江空港では、灯火の LED 化や車両の EV 化などの取組により、CO₂ 排出量を 2013 年度の 419 トンから 2030 年度までに 155 トン、2050 年度までにゼロにすることを目標としています。

再度、28 ページをご覧ください。

令和 7 年度については、上五島空港及び小値賀空港において、これまでと同様に協議会を開催し、脱炭素化の取組を検討し、計画書を作成する予定です。

なお、本事業は令和 7 年度で完了予定となっておりますが、令和 8 年度以降は、策定した計画に基づき、各空港で脱炭素化が着実に進められるよう、必要に応じて協議会を開催し、進捗管理を行ってまいります。以上で説明を終わります。

審議事業群（地域環境課） 質疑応答

【事務局】

ただいまご説明ありました事業群及び事務事業について、質疑をお願いいたします。

【宍倉委員長】

それでは、ただいま地域環境課、港湾課よりご説明いただいた3件の事務事業について、委員の皆様からご質問・ご意見等がございましたらお願ひいたします。

【齊藤委員】

ありがとうございます。節電・省エネルギー等の取組推進に関して、2点ほど質問させていただきます。

まず1点目ですが、活動指標として「再生可能エネルギー導入容量」が設定されている一方で、成果指標は「温室効果ガスの排出量」となっています。取組内容を拝見すると、成果指標が非常に大きな目標であるのに対し、実際の取組は比較的小規模な内容に落としている印象を受けます。

例えば、24ページの(2)に記載されている取組の中で、再エネ導入に直接関係するものはどれに該当するのか、ご説明いただけますでしょうか。

次に2点目ですが、25ページに記載されている温室効果ガス排出量の推移を見ると、令和4年度の排出量が多い施設として、九州電力の排出係数が挙げられています。電力会社の発電方法や供給形態が排出量に大きく影響していることは理解しておりますが、こうした外部要因が成果指標に与える影響が大きい点について、取組内容との整合性に若干の違和感を覚えます。

県民に寄り添った生活レベルでの取組を中心であるにもかかわらず、成果指標が非常に大きなスケールで設定されているため、活動指標や成果指標に、こうした小規模な取組も反映できるような項目の追加を検討いただけないかと考えております。

以上、2点についてご見解を伺えればと思います。

【地域環境課】

1点目の再生可能エネルギー導入に関する活動指標の具体的な内容についてでございますが、資料25ページ下段に記載のとおり、令和6年12月時点での再生可能エネルギー導入容量は1,209メガワットとなっておりますが、そのうち約8割以上、具体的には約1,040メガワットが太陽光発電によるものです。現時点では、再エネ導入の大半が太陽光発電に集中している状況です。

今後は、陸上風力や洋上風力などの導入も計画されており、これらの展開により、最終的な目標達成に向けて着実に進捗していくものと考えております。

2点目の活動指標と成果指標の関係性についてでございますが、事業群①においては、活動指標・成果指標ともに「温室効果ガス排出量の削減」及び「再生可能エネルギー導入容量」を設定しております。これは、省エネと再エネが表裏一体の関係にあるという考え方に基づいています。

まずは、省エネによってエネルギー消費量を削減することが重要であり、その上で、必要なエネルギーについては再生可能エネルギーを最大限導入するという考え方です。そのため、両者を同一の指標で管理し、全体的な進捗を把握するようにしております。

これらの指標はスケールが大きいかもしれません、最終的には2050年のカーボンニュートラルを実

現していく、そしてそれを地域でも取り組んでいくということも目標になっておりますので、網羅的・全般的なものを把握できる指標にしております。

【宮里委員】

宮里でございます。ご説明いただき、ありがとうございました。

理解を深めるために、2点ほど教えていただきたいことがございます。

まず1点目ですが、資料25ページに記載されている成果指標「温室効果ガスの削減」について、「概ね順調に進捗している」との記載があります。これは、省エネ・節電等の取組による効果もあるかと思いますが、同時に、日本全体として経済活動が縮小傾向にあることも一因ではないかと感じております。

実際、2013年以降、排出量は減少傾向にあるようですが、地域環境課様としては、こうした経済面の影響についてもミッションとして捉えておられるのでしょうか。それとも、経済面の分析は別の部署が担っているのでしょうか。これが1点目の質問です。

2点目ですが、仮にCO₂排出量が減少しているとしても、それが経済活動の停滞によるものであれば、地球環境のためには良いことかもしれません、地域経済にとっては望ましい状況とは言えません。

この点について、現在の取組の中で「CO₂は減っているが、経済活動も健全に維持されている」といった、前向きな見通しやメッセージがあれば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

単に、人口が減り経済が縮小した結果、排出量も減ったというだけでは、少々乱暴な議論になってしまふかと思ひますので、何か補足的なコメントをいただければ幸いです。

【地域環境課】

ありがとうございます。まず1点目のご質問についてですが、本事業では「CO₂排出量の削減」を成果指標として設定しておりますが、私たちが目指しているのは単なる削減ではなく、「環境と経済の両立」を図ることです。

環境保全と経済成長は対立するものではなく、持続可能な社会の実現に向けて、両者が循環的に機能することが重要であると考えております。

2点目について、もう一度ご質問いただいてもよろしいでしょうか。

【宮里委員】

2点目については、CO₂排出量の削減について、節電や省エネの取組が進んだ結果であるという説明は理解しておりますが、それが削減のすべてではないのではないか、という前提に立っております。

私の認識では、排出量の減少のうち、半分程度は確かに節電等の取組によるものかもしれません、残りの半分は、人口減少や産業構造の変化、特に製造業の縮小や企業の県外移転など、経済活動そのものが縮小していることによる影響ではないかと考えております。

このような背景がある中で、CO₂排出量の減少を節電の成果としてのみ捉えるのは、やや一面的な見方ではないかという疑問を持っております。

もしこの前提が誤っているのであれば、ぜひご指摘いただきたいですし、逆に、節電等の取組による削減が主な要因であるということであれば、その根拠やデータなどをご教示いただければと思います。

また、CO₂が減ったこと自体は環境にとっては良いことですが、それが経済活動の停滞によるものであるとすれば、地域としては非常に残念な状況です。人口減少や企業の流出によって自然と排出量が減ったというだけでは、持続可能な社会の実現にはつながらないと考えます。

そのため、CO₂削減と経済活動の健全な維持・発展が両立しているというような、GDPを上げていくというようなミッションや、前向きな見通しやメッセージがあれば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

【地域環境課】

ありがとうございます。

CO₂削減に関しては、自然減と呼ばれる要因も存在します。これは、現在の対策を強化せずとも、人口減少や産業活動の縮小などにより、排出量が自然に減少していくという考え方で、一般的には「BAU (Business as Usual)」という表現で説明されます。

しかしながら、私たちが策定している計画は、こうした自然減のみを前提としたものではなく、さらに積極的な対策を講じることで、どこまで削減できるかを見越した上で構成されています。つまり、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など、能動的な施策によってCO₂排出量を削減していくことを前提とした計画です。

GDPなどの経済指標に関しては、当課の直接的な所管ではないため、詳細な分析は行っておりません。ただし、計画の根底には、CO₂削減のみならず、地域経済の健全な維持・発展という視点も含まれており、環境と経済の両立を意識した施策設計を行っております。

また、長崎県の特徴として、全国と比較して産業部門の排出割合が低く、民生部門（家庭・業務部門）の割合が高いという点があります。そのため、当県では民生部門における排出削減が重要な政策の柱となっております。

産業部門に関しては、他の自治体でもよく議論されておりますが、技術革新がなければ排出量の大幅な削減は難しいというのが現実です。本県の場合、産業部門の割合が比較的低いため、技術革新の必要性はあるものの、それ以上に民生部門の削減が主眼となっているのが現状です。

【宍倉委員長】

よく、人口あたりで排出量を算出したり、県民一人あたりのGDPで割り算してみたりすることで、人口減少や経済活動の停滞による影響を除外して分析することが可能になります。

例えば、こうした指標を別途用意しておくことは、ここで直接使用するかどうかは別として、1つの考え方として有効ではないかと考えております。

他にご質問等がございましたら、どうぞ。

【平松委員】

説明ありがとうございました。平松と申します。

事業群評価調書19ページの事業群③に関して、気候変動に関する認識度の測定についてお伺いします。資料では、「適応策」という言葉の概念が十分に浸透していないことが課題として挙げられていましたが、実際には毎年アンケートを実施されていると理解しております。

まず、アンケートの対象は毎年同じ層に対して実施されているのか、それとも年度ごとに異なる対象に対して行われているのかという点です。

次に、「適応策」という言葉の理解度をどのように測定されているのかについてです。具体的には、「適応策を理解していますか」といった直接的な問い合わせているのか、それとも別の形式で測定されているのか、測定方法の詳細をお伺いしたいと思います。

また、先ほどの議論にもありましたとおり、民生部門におけるエネルギー消費量の削減が重要な課題となっている中で、大きな目標に紐づく形で、生活レベルでの取組がどのようにフォローされているのかについても関心があります。

おそらく、実際にはすでに様々な取組が行われているものだと思いますが、どのような指標を目標値として設定するかによって、施策の方向性や評価の仕方も変わってくるかと思います。

そのため、事業群③における認識度の測定方法について、改めてご説明いただければ幸いです。

【地域環境課】

省エネルギー等の対策に関連して、今年3月に作成したながさきデコ活ブックをお配りしております。この冊子では、CO₂の削減に関する情報だけでなく、費用面での効果、例えば燃料代の削減など、経済的なメリットも含めて啓発を行う内容となっております。

単に「CO₂を削減しましょう」と呼びかけるだけでは、県民の皆様にとって理解しづらい部分もあるかと思います。そのため、私たちとしては、より生活に寄り添った視点から、啓発活動を進めていくことが重要であると考えております。

次に、気候変動に対する認識度の測定についてご説明いたします。

令和6年度の実績として、認識度は31%となっております。これは、Web県政アンケートを通じて測定したもので、県内のモニター約300名を対象に実施しております。回答率は例年9割程度と高く、安定したデータが得られています。

審議事業群（防災企画課）事業群説明

【事務局】

それでは、次に施策の説明に移ります。

今回ご説明するのは、施策3です。資料としては長崎県総合計画の9ページから該当します。

施策3のタイトルは、「災害に強く、命を守る強靭な地域づくり」となっております。目指す姿は右上に記載のとおり、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策の充実により、地域防災力が向上し、洪水や土砂災害、地震等の自然災害から県民の生命・財産が守られている状態を目指すものです。

取組といたしましては、警戒避難体制の構築、イベント等を通じた防災意識の向上、消防団員の確保と消防団の円滑かつ的確な活動を推進します。これが取組の概要となっております。

成果指標としては、風水害・地震等による死者数をゼロに抑えることを目標としております。

本施策にぶら下がる事業群のうち、①及び②について、今回審議の対象となります。

それでは引き続き、所管する防災企画課から、事業群① 総合的な防災、危機管理体制の構築につい

て、概要の説明をお願いいたします。

【防災企画課】

防災企画課でございます。

事業群① 総合的な防災、危機管理体制の構築について、概要をご説明いたします。

資料につきましては、お手元の長崎県総合計画 9 ページ及び事業群評価調書 31 ページをご参照ください。

本事業群は、総合計画における戦略 安全安心で快適な地域を創る、施策 災害に強く、命を守る強靭な地域づくりに位置付けられております。

取組内容は、評価調書の 1. 計画等概要に記載のとおり、災害発生時に県民の生命や財産を守るため、初動体制や防災情報の収集・伝達体制の確保など、防災関係機関相互の緊密な連携を図りながら、防災体制の充実・強化を進めるものです。

代表的な成果指標としては、「自主防災組織力バー率を令和 7 年度までに 80% に引き上げること」、「防災推進員の新規養成者数を毎年度 120 人とすること」を目標に掲げ、10 個の取組項目に基づき、10 件の事務事業を実施しております。

主な取組項目についてご説明いたします。 i. 各種災害情報の共有及び伝達体制の強化、 ii. 24 時間体制の警戒・監視体制、総合防災ネットワークシステムの充実、 iii. 防災ヘリコプターの運航及び防災航空隊の運営、 iv. 防災行政無線の運用、管理、更新についてでございます。

これらは、防災情報システム、防災ポータル、防災行政無線の整備・運用・維持管理、防災ヘリの運航により県の防災体制を強化するとともに、地震アセスメント調査、ヘリ離発着適地調査などを通じて、防災体制の構築を進めるものです。

次に v. 関係団体等との災害協定の締結の促進及び防災推進員の養成、 ix. 長崎県市町消防広域化推進計画等に基づく常備消防体制の維持強化に向けた検討の推進、 x. 市町と連携し民間施設も活用した避難所における良好な生活環境の確保についてでございますが、これらは、災害時における企業・関係機関との連携協定の締結、自主防災組織の結成促進に向けた市町への働きかけ、地域防災の担い手育成、災害福祉広域支援ネットワークによる支援体制の整備、避難所環境整備のための資機材整備などを通じて、企業や関係機関と連携した防災体制の構築を目指すものです。

また、 vi. GIS を活用した各種災害情報の共有や雨量・水位データ収集経路の運用、管理、更新、 vii. 民間事業者等のスマートフォンアプリを活用した災害情報の発信、 viii. 防災関連イベント等を通じた防災意識の向上についてでございますが、これらは、各種災害情報の収集や発信、各種訓練の実施を通じて、防災意識の向上や避難の促進による防災減災対策に取り組むものです。

これらの取組項目を進めるための具体的な事務事業の実施状況につきましては、評価調書 32 ページ以降の 2. 令和 6 年度取組実績に記載されております。内容については後ほど個別にご説明いたします。

また、事業群と事務事業の関係性や事務事業同士の関連性については、補足説明資料 38 ページに整理しておりますので、個別事業の説明時に併せてご参照ください。

最後に、評価調書 34 ページ 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性についてご説明いたします。

取組項目ごとに事業群に対する個々の事業の貢献度を分析し、実績を洗い出したところ、v. 関係団体等との災害協定の締結の促進及び防災推進員の養成では、防災推進員養成講座の受講者アンケートにおいて、回答者 90 名中 77 名が「今後の防災活動に関して大変参考になった」と回答しており、防災意識の向上に寄与したと評価しております。

一方で、自主防災組織率については、市町による取組が進められているものの、住民の自主的な取組によるところがあるため、大幅な向上は難しい状況です。

このため、解決の方向性として、今後は自主防災組織率が低い市町を中心に、市町と連携して結成強化を図るほか、防災推進員の養成講座やフォローアップ研修の内容を充実させ、地域での活動を希望する方を優先的に支援するなど、より効果的な仕組みの検討を進めてまいります。

以上を踏まえまして、事業群評価調書 36 ページ、4. 令和 7 年度の見直し内容及び令和 8 年度実施に向けた方向性に記載のとおり、個別事業の具体的な見直しを検討しております。詳細につきましては、後ほど順にご説明いたします。

以上で、事業群に関する概要説明を終わります。

審議事業群（防災企画課、基地対策・国民保護課、河川課、砂防課、福祉保健課）各事業説明

【事務局】

引き続き、事業群を構成する事務事業についてご説明いたします。

当該事業群は 5 つの課で構成されているため、課単位で順にご説明し、すべての事業の説明が終了した後に質疑をお受けしたいと考えております。

それでは、防災企画課から所管する 5 事業についてご説明いたします。

地震アセスメント調査事業（防災企画課）

【防災企画課】

まず、32 ページに記載の地震アセスメント調査事業についてご説明いたします。補足資料は 39 ページに添付しておりますので、併せてご参照ください。

本事業は、事業群の取組項目 i. 各種災害情報の共有及び伝達体制の強化に寄与するものであり、事業群内では中核事業として位置付けられております。

令和 6 年度の実施状況につきましては、補足説明資料 39 ページに基づきご説明いたします。

本事業は、長崎県及び県内市町における防災対策の推進を目的として実施するものであり、国の地震調査研究推進本部、いわゆる地震本部が公表した日本海南西部の海域活断層の長期評価で対象となった長崎県周辺の海域活断層による地震・津波について、今後詳細な被害想定調査を行う予定であることから、当該調査を円滑かつ効率的に進めるための基礎資料を得ることを目的としています。

令和 6 年度の具体的な実施状況と成果につきましては、長期評価の対象となった海域活断層のうち、長崎県周辺に位置する 9 つの断層について、専門的知識を有する調査会社に委託し、簡便法による地震動計算及び津波計算を中心とした調査を実施いたしました。調査の結果、対象とした 9 つの断層について、地震動計算により、地表震度分布を算出いたしました。さらに算出した地表震度をもとに、震度階級別の曝露人口及び曝露面積を整理いたしました。同様に、津波計算により、最大津波高、津波到達時間、最大津波到達時間、浸水面積、浸水分布を算出・整理いたしました。

これらの成果により、今後実施する詳細な被害想定調査を効率的に進めるための基礎資料が整備されました。

なお、本事業は令和 6 年度をもって終了し、令和 7 年度からは新規事業の能登半島地震を踏まえた防災対策充実強化事業において、詳細調査を行うこととしております。

以上で、地震アセスメント調査事業の説明を終わります。

雲仙岳噴火災害対策事業（防災企画課）

次に、雲仙岳噴火災害対策事業についてご説明いたします。補足資料は 41 ページにございますので、ご参照ください。

まず、本事業は事業群の取組項目の i. 各種災害情報の共有及び伝達体制の強化、 ii. 24 時間体制の警戒・監視体制、総合防災ネットワークシステムの充実に寄与するものであり、事業群の中核事業として位置付けております。本事業の令和 6 年度の実施状況につきましては、補足資料の 41 ページでご説明いたします。

本事業は、雲仙岳において想定される溶岩ドームの崩壊を含む火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を目的として、活動火山対策特別措置法に基づき設置された雲仙岳火山防災協議会の運営を行います。

また、防災機関と住民が、溶岩ドーム崩壊に関する情報共有手段や、住民の避難行動、防災機関のとるべき行動、果たすべき役割を確認することを目的とした合同訓練も実施しております。

令和 6 年度の実施状況及び成果につきましては、記載のとおり雲仙岳火山防災協議会の運営や雲仙岳大規模土砂災害合同防災訓練に取り組んでおります。協議会の運営にあたっては、協議会を 1 回、幹事会を 2 回開催したほか、重点的な協議が必要な事項については専門部会や個別協議を適宜実施し、体制整備を進めました。

雲仙岳大規模土砂災害合同防災訓練では、多くの防災機関や住民代表が参加し、地震の発生、溶岩ドーム崩壊の可能性の感知、避難、溶岩ドームの動きが落ち着くまでの状況を想定した図上訓練を実施し、各参加機関の役割を確認いたしました。

令和 7 年度においては、令和 6 年度の実績を踏まえ、重点的な協議が必要な事項について専門部会を活用しながら体制の充実強化を図るとともに、効果的な訓練の実施を目的とした検討会を開催する予定です。

令和 8 年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、雲仙岳火山防災協議会における最重要

課題として、溶岩ドーム崩壊時の自主避難基準の策定が挙げられており、一定の結論を得るべく、検討部会での協議を最優先に進めてまいります。

また、効果的な訓練の実施に向けて、土砂災害合同訓練の方法に関する意見交換会を実施し、近年の災害対応に関する意見を踏まえ、令和 8 年度以降の訓練のあり方について協議を進めてまいります。

以上で本事業の説明を終わります。

防災ヘリコプター運航事業（防災企画課）

続きまして、防災ヘリコプター運行事業についてご説明いたします。補足資料は 42 ページをご参照ください。

本事業は、事業群の取組項目のうち、iii. 防災ヘリコプターの運航及び防災航空隊の運営に寄与するものであり、中核事業として位置付けております。

令和 6 年度の実施状況につきましては、補足資料 42 ページに記載されております。本事業では、ヘリコプターの迅速な移動能力や、地上からのアクセスが困難な場所への対応能力を活かし、災害応急対策活動、救急活動、救助活動、火災防御活動などを実施するため、県防災ヘリコプターの運航を行っております。

令和 6 年度の実施状況と成果としては、県防災ヘリコプターによる山岳・海難事故における救助・捜索活動や、離島から本土への急患搬送などに取り組んでおり、救急活動 30 件、救助活動 13 件等となっております。

また、令和 6 年度からは出動可能時間の拡大に向けて、日没後の飛行訓練を開始しており、令和 7 年度も引き続き実機による訓練を通じて運航上の課題を検証するとともに、体制上の課題の洗い出しを行い、運航時間の拡大に向けた検討を進める予定です。

令和 8 年度に向けた本事業の見直しの方向性としては、出動可能時間のさらなる拡大を目指し、夜間飛行訓練の実施・検証及び関係機関との調整を進めながら、勤務時間内に要請を受けたすべての案件に対応できる体制の構築を目指してまいります。

以上です。

自主防災組織結成推進事業費（防災企画課）

続きまして、自主防災組織結成推進事業費についてご説明いたします。資料は 33 ページ及び 44 ページをご参照ください。

本事業は、事業群の取組項目のうち、v. 関係団体等との災害協定の締結の促進及び防災推進員の養成に寄与するものであり、中核事業として位置付けております。

令和 6 年度の実施状況につきましては、地域防災力の向上を目的として、自主防災組織育成の主体である市町担当者の育成や、自主防災組織の母体となる自治会等への研修を実施しております。

具体的には、防災推進員養成講座、防災アドバイザー派遣事業、フォローアップ研修、自主防災組織活性化推進事業などに取り組んでおります。

防災推進員養成講座は、地域の防災の担い手となる人材を育成するため、2 回実施いたしました。

防災アドバイザー派遣事業では、県内の自主防災組織の結成促進や活動支援を目的として、市町が実施する研修に合わせてアドバイザーを派遣し、地域住民等への意識改革を図っております。

また、防災意識の向上を目的として、防災推進員のためのフォローアップ研修を実施したほか、消防庁のモデル事業を活用した各市町の課題に対応する研修会等を実施し、今後の活動促進の機会を提供いたしました。

令和 7 年度においては、令和 6 年度の実績を踏まえ、自主防災組織率が低い市町を中心に、防災推進員養成講座を引き続き実施するとともに、防災アドバイザー派遣事業及びフォローアップ事業の回数を拡充して実施する予定です。

令和 8 年度に向けた本事業の見直しの方向性としては、近年の豪雨災害などを契機に防災への関心が高まっていることを踏まえ、自主防災組織のさらなる結成・強化に向けて、市町と連携して事業に取り組んでまいります。

以上です。

能登半島地震を踏まえた防災対策充実強化事業（防災企画課）

続きまして、能登半島地震を踏まえた防災対策充実強化事業についてご説明いたします。資料は 34 ページ及び 50 ページをご覧ください。

本事業は、事業群の取組項目 i. 各種災害情報の共有及び伝達体制の強化、x 市町と連携し民間施設も活用した避難所における良好な生活環境の確保に資する中核事業として位置付けております。事業の内容につきましては、50 ページに記載されております。

本事業は、能登半島地震の課題を踏まえ、本県の防災対策の見直しを行い、防災対策の充実・強化を図ることを目的としており、令和 6 年 11 月に取りまとめた能登半島地震の課題を踏まえた防災対策の見直しのうち、孤立集落対策、避難所環境向上対策、地震アセスメント調査を実施するものです。

令和 7 年度は、孤立集落対策につきましては、孤立集落発生時の侵入対策の検討に活用するため、ヘリコプター離発着適地 126 箇所について、使用可能な機種選定が円滑に進むよう、委託事業により調査及び図面作成を行っているほか、県内の 82 港湾及び 226 漁港の施設情報を収集・整理し、データ化を進めております。

避難所環境向上対策につきましては、トイレカーテン 2 台の発注を行い、購入後の運用方針について調整を進めております。加えて、1.5 次・2 次避難所用の資機材として、テント式パーテーションの整備も進めております。

地震アセスメント調査につきましては、調査委員会において調査方針を協議の上、方針に沿って調査委託を発注する予定であり、調査期間は令和 8 年度末までを予定しております。

令和 8 年度に向けた本事業の見直しの方向性といたしましては、孤立集落対策については、調査結果を活用した関係機関とのシミュレーションを実施する予定です。避難所環境向上対策については、取組にあたっての課題や解決方法を市町と共有し、関係部局とも連携しながら整備を進めてまいります。

以上で、防災企画課の個別事業に関する説明を終わります。

総合防災情報ネットワークシステム事業（基地対策・国民保護課）

【事務局】

続きまして、基地対策・国民保護課より、取組実績の事業番号の 2 及び 5 についてご説明いたします。

【基地対策・国民保護課】

まず、総合防災情報ネットワークシステム事業について概要をご説明いたします。お手元の事業群評価調書 32 ページ及び補足説明資料 40 ページをご参照ください。

本事業は、事業群の取組項目のうち、 i. 各種災害情報の共有及び伝達体制の強化、 ii. 24 時間体制の警戒・監視体制、総合防災ネットワークシステムの充実に寄与するものであり、中核事業として位置付けております。

令和 6 年度の実施状況につきましては、補足説明資料 40 ページに記載されております。

本事業の目的は、県及び市町による災害対応ならびに県民への情報提供を迅速かつ的確に行うため、防災情報システムや防災ポータルの運用・維持管理を行うことになります。気象情報や避難情報等の発信や、市町、振興局及び県本部での被害情報の共有・対応などを実施しております。

令和 6 年度の実施状況及び成果としては、防災情報システムを活用し、災害警戒本部等の初動対応を適切に実施するとともに、緊急情報や被害情報等を県民及び防災関係機関に迅速に提供いたしました。実際の災害対応の中で、システムの操作性等を検証し、一部改修を行うことで機能向上を図っております。

また、防災ポータルや X を通じて、気象情報、避難情報、防災 GIS 等の情報発信を行い、県民の防災意識向上及び適切な避難行動の促進に寄与したと考えております。

さらに、県・市町職員を対象とした操作研修を複数回実施し、災害対応に従事する職員のシステム習熟に寄与いたしました。

令和 7 年度においては、引き続き防災情報システムを活用し、災害対応を適切に実施するとともに、緊急情報等を県民や防災関係機関に迅速に提供いたします。そうした実運用の中でシステムの課題を検証し、必要に応じて改修を行います。

このほか、国的新総合防災情報システム「SOBO-WEB」との連接や、国の気象電文形式の変更に伴う改修も実施いたします。

令和 8 年度に向けた本事業の見直しの方向性としては、システムの円滑な運用を図るため、県及び市町職員を対象とした毎年度の操作研修やシステムの維持管理を着実に実施するとともに、実災害対応を通じた課題をふまえ、より質の高いシステムを目指し、改修や新機能の実装等を検討してまいります。

加えて、国的新総合防災情報システム「SOBO-WEB」との連接を含め、防災情報システムの機能向上による情報収集・対策立案の迅速化、住民へのより迅速かつ適切な情報提供など、対策本部体制のさらなる強化・改善を図ってまいります。

防災行政無線整備・維持管理事業（基地対策・国民保護課）

続きまして、防災行政無線整備・維持管理事業について概要をご説明いたします。事業群評価調書 33 ページ及び補足説明資料 43 ページをご参照ください。

本事業は、事業群の取組項目のうち、iv. 防災行政無線の運用、管理、更新に寄与するものであり、中核事業として位置付けております。

令和 6 年度の実施状況につきましては、補足説明資料 43 ページに記載されております。

本事業の目的は、防災行政無線の運用・維持管理を通じて、災害時等における確実な通信の確保を図ることにあります。

令和 6 年度の実施状況及び成果としては、県庁・振興局、無線中継所等に設置された無線設備、電源設備、鉄塔等の定期保守点検を実施し、各設備の障害発生を未然に防ぎ、年間を通じて安定した防災行政無線の運用を実現しております。

また、令和 5 年度に実施した衛星系設備の更新工事において、一部製造中止に伴い代替機で対応していた増幅器について、本来想定していた仕様の機器への変更工事を実施し、衛星系設備再整備事業、第 2 世代から第 3 世代への再整備ですが、事業の完結に向けた進捗が図られております。

令和 7 年度においては、地上系設備について引き続き定期点検等を適切に実施し、安定運用を図ってまいります。衛星系設備については、令和 6 年度から本来想定していた仕様の増幅器の整備工事を 2 カ年で実施しており、これの着実な進捗を図ってまいります。

さらに、国の気象情報電文形式の変更に対応するための改修や、県南振興局への設備移設にも取り組んでまいります。

令和 8 年度に向けた本事業の見直しの方向性としては、定期・保守点検等の適切な維持管理を通じて、年間を通じた安定運用を確保するとともに、気象電文形式変更や県南振興局への設備移設に係る工事の着実な進捗を図り、防災情報の収集・伝達体制の維持強化を目指してまいります。

以上で、基地対策・国民保護課からの説明を終わります。

河川砂防情報システム維持管理費（河川課）

【事務局】

続きまして、事業番号 7 河川砂防情報システム維持管理費について、河川課よりご説明いたします。

【河川課】

河川課からは、河川砂防情報システム維持管理費について概要をご説明いたします。資料は、事業群評価調書 33 ページ及び補足資料 45 ページ、46 ページをご参照ください。

まず、本事業は事業群の取組項目のうち、vi. GIS を活用した各種災害情報の共有や雨量・水位データ収集経路の運用、管理、更新、vii. 民間事業者等のスマホアプリを活用した災害情報の発信に寄与するものであり、中核事業として位置付けております。

令和 6 年度の実施状況につきましては、補足説明資料 45 ページに記載されております。

本事業の目的は、河川課及び砂防課が共同運用している長崎県河川砂防情報システム（通称：ナックス）を通じて、河川水位等の情報を提供することにより、住民の自主的な避難行動を促進し、危険区域に居住する住民が早期に避難等を行うことで、水害による死者ゼロを目指すことにあります。

長崎県内に設置された水位計及び河川監視カメラを活用し、リアルタイムで水位情報等を一般公開するとともに、国及び気象庁、報道機関への情報提供を実施しております。

令和 6 年度の実施状況及び成果としては、通信機器・システムの保守点検、観測局施設の不具合修繕に取り組み、システムが一度も停止することなく情報提供が継続された結果、令和 6 年度において水害による死者数ゼロを達成しております。

令和 7 年度においては、引き続きシステム運用に必要な通信機器の保守点検を実施するとともに、水系の更新や広報誌、出前講座等を通じて、住民へのシステム利用方法の説明を行っております。

令和 8 年度に向けた本事業の見直しの方向性としては、事業構築の視点として「利用拡大」に着目し、県主催のイベントや広報誌、出前講座等を活用した河川砂防情報システムのさらなる周知活動を行うほか、県民へのアンケートを通じて意見や要望を踏まえたシステムの機能向上を図ることで、さらなる利用拡大及び利便性の向上につなげてまいります。

以上で、河川課からの説明を終わります。

砂防情報システム維持管理費（砂防課）

【事務局】

続きまして、事業番号 8 砂防情報システム維持管理費について、砂防課よりご説明いたします。

【砂防課】

砂防課からは、砂防情報システム維持管理費について概要をご説明いたします。資料は、事業群評価調書 33 ページ及び補足資料 47 ページ、48 ページをご参照ください。

本事業は、事業群の取組項目のうち、vi. GIS を活用した各種災害情報の共有や雨量・水位データの収集経路の運用、管理、更新、vii. 民間事業者等のスマートフォンアプリを活用した災害情報の発信に寄与するものであり、中核事業として位置付けております。

令和 6 年度の実施状況につきましては、補足説明資料 47 ページに記載されております。

本事業の目的は、河川課及び砂防課が共同運用している長崎県河川砂防情報システムを通じて、雨量等の情報を提供することにより、住民の自主的な避難行動を促進し、危険区域に居住する住民が早期に避難等を行うことで、水害による死者ゼロを目指すことにあります。

長崎県内に設置された雨量計 193 基を活用し、リアルタイムで雨量情報や土砂災害危険度情報等を一般公開するとともに、国及び気象庁、報道機関への情報提供も実施しております。

令和 6 年度の実施状況及び成果としては、通信機器・システムの保守点検、観測局施設の不具合修繕に

取り組み、システムが一度も停止することなく情報提供が継続された結果、令和 6 年度において土砂災害警戒情報が適切に 4 回発表され、水害による死者ゼロを達成しております。

令和 7 年度においては、引き続きシステム運用に必要な通信機器の保守点検を実施するとともに、気象業務法に基づく雨量計の更新や、広報誌、出前講座等を通じて住民へのシステム利用方法の説明を行っております。

令和 8 年度に向けた本事業の見直しの方向性としては、事業構築の視点として「利用拡大」に着目し、県主催のイベントや広報誌、出前講座等を活用した河川砂防情報システムのさらなる周知活動を行うほか、県民へのアンケートを通じて意見や要望を踏まえたシステムの機能改善を行うことで、さらなる利用拡大及び利便性の向上につなげまいります。

以上で、砂防課からの説明を終わります。

災害福祉広域支援ネットワーク事業費（福祉保健課）

【事務局】

続きまして、本事業群の最後となります災害福祉広域支援ネットワーク事業費について、福祉保健課よりご説明いたします。

【福祉保健課】

福祉保健課から、災害福祉広域支援ネットワーク事業費について概要をご説明いたします。資料は、事業群評価調書 37 ページ及び補足資料 49 ページをご参照ください。

本事業は、事業群の取組項目のうち、× 市町と連携し民間施設も活用した避難所における良好な生活環境の確保に寄与するものであり、中核事業として位置付けております。

令和 6 年度の実施状況につきましては、補足説明資料 49 ページに記載されております。

本事業は、災害時における緊急かつ一時的な福祉支援体制の構築推進を目的として、災害福祉広域支援ネットワークによる支援体制の整備に取り組んでおります。

令和 6 年度の実施状況及び成果としては、支援体制整備、災害派遣福祉チームのチーム員登録名簿の更新、チーム員への研修の実施等に取り組んでおります。

まず、支援体制整備につきましては、災害福祉広域支援ネットワーク会議及びワーキンググループを開催し、課題の共有及び今後検討すべき事項の整理を行いました。

次に、チーム員登録名簿の更新については、令和 6 年度末時点で登録者数が 113 名となっております。

また、研修については、ワーキンググループで出された意見を踏まえ、視察派遣者による意見交換会を実施いたしました。

これらの取組により、災害派遣時における具体的な課題の把握や、今後の体制整備に向けた取組内容の具体化につなげることができました。

令和 7 年度においては、迅速かつ効果的な災害派遣が可能となるよう、初回チーム員登録者に対してチームの役割等を理解していただくための映像資料を作成する予定です。また、引き続き災害福祉広域

支援ネットワーク会議等を開催し、検討を進めてまいります。

令和8年度に向けた本事業の見直しの方向性としては、事業構築の視点として、特に「災害発生時にネットワークが円滑に機能し、支援活動が実施されること」を目指し、研修やマニュアルの作成を行うこととして、改善と評価しております。

以上で、福祉保健課からの説明を終わります。

審議事業群（防災企画課・福祉保健課） 質疑応答

【事務局】

ありがとうございます。以上で全事業の説明が終わりました。事業群及び事務事業について質疑をよろしくお願ひいたします。

【齊藤委員】

私からは1点、質問をさせていただきます。

活動指標と成果指標の関係についてのご質問となります。まず44ページに記載されている自主防災組織に関する事業についてです。事業群の中でも指標が挙げられており、自主防災組織の組織率については、やや伸び悩んでいるとの自己評価がなされております。

この点について、どのように捉えるべきかをお伺いしたいと思います。自主防災組織が設立されてから時間が経過している地域もあれば、比較的最近設立された地域もあり、市町によって状況はさまざまであると認識しております。

一般的に、ボランティア団体などの組織においては、高齢化や次世代の担い手不足といった課題が見られ、組織がうまく継続されないケースもあるかと思います。

今回の自主防災組織に関して、組織率が低い市町では、そもそも組織が未設立であるのか、あるいは設立されているものの、機能していない状態なのか、そういう実態について、どのような状況が見られるのかをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【防災企画課】

防災企画課でございます。

自主防災組織につきましては、「組織率」という指標を設定しております。この指標は、現在の自治会数を母数とし、そのうちどれだけの自治会に自主防災組織が設置されているかを示す割合でございます。

したがいまして、組織率が低い市町につきましては、自主防災組織そのものが未設置である状況にあると捉えております。

なお、すでに組織が設置されている場合において、その組織が実際に機能しているかどうかの確認につきましては、基本的に市町が担っております。市町においては、活動状況の把握や、活動の促進に向けた支援等を行っていただいております。

【齊藤委員】

組織率やカバー率といった指標は非常に重要であると認識しておりますが、単に組織があるかどうか

だけでなく、現在その組織が実際に機能しているか、活用できているかといった点の確認も、県として行っていくべきではないかと考えております。こうした観点も重要であると感じており、今回質問させていただきました。ご回答ありがとうございました。

続いて、コメントに近い内容となりますが、活動指標と成果指標の関係について触れさせていただきます。49ページに記載の事業群に関して、自己評価や見直し区分の記載がございますが、非常に厳しめの評価がなされている印象を受けました。昨今、私たちが経験したことのないような気象状況などが発生している中で、次年度に向けて真摯に取り組もうとする姿勢が見られ、私自身もその点を高く評価しております。

例えば、39ページに記載されている資料の中で、「専門家との意見交換を実施した」という点が成果指標として挙げられておりますが、活動指標として「意見交換を実施した結果、基礎データを収集した」など、何らかのベースが形成されたことが成果につながるのではないかと感じました。この点について、どのように捉えればよいのか疑問を持った次第です。

また、42ページに記載の防災ヘリコプター運航事業についてですが、活動指標の「運航時間数」が増加すれば運航実績も増えるという理解でよいのか、少し分かりづらい印象を受けました。運航時間の増加と運航実績が同じような意味合いに見える部分もあり、もう少し明確な関係性が示されると理解しやすいと感じました。

さらに、45ページ及び46ページに記載の河川砂防情報システムについてですが、活動指標として「システムが停止した回数」が挙げられている点に違和感を覚えました。活動指標としては「システムを適切に運用するための保守点検を実施する」といった内容が適切であり、停止回数はむしろ成果指標に該当するのではないかと感じました。

このように、活動指標と成果指標の関係性については、災害が実際に発生しないと評価が難しい部分もあるかと思いますが、「何を目指しているのか」「そのためにどのような活動を行っているのか」「その結果として何が得られたのか」という流れが、もう少し明確になると、より分かりやすくなるのではないかと感じております。

【内田副委員長】

42ページに記載の防災ヘリコプター運航事業について質問いたします。

最近、ドクターヘリが8月23日から29日まで、整備士の不足により運休したという報道がございました。離島を多く抱える長崎県にとって、防災ヘリやドクターヘリはまさに命綱とも言える存在です。

しかし、今回の資料にはこうした不安要素についての記載が見られません。防災ヘリに関しては、整備士不足などによる運休の懸念はないのでしょうか。

【防災企画課】

ご指摘のとおり、ドクターヘリにつきましては、8月23日及び27日から29日の計4日間、整備士の休暇取得が困難であったことを理由に運休したと伺っております。

ドクターヘリは、民間事業者に委託して運航されており、今回の運休は同事業者の事情によるものと理解しております。

一方、本県の防災ヘリにつきましては、操縦及び整備業務を県内の航空会社 ORC に委託しており、これまで整備士の不足等を理由とした運休は発生しておりません。現時点においても、同様の懸念は想定しておりません。

【中込委員】

9番の災害福祉広域支援ネットワーク事業について質問いたします。

令和6年度の研修参加人数は17人であったのに対し、令和7年度の目標は100人と大幅に増加しており、予算も33ページに記載のとおり、6万3千円から150万円へと大きく増額されています。今後、この事業に力を入れていく方針であると理解しております。

この「100人」という目標は、避難施設の数に合わせて設定されたものなのでしょうか。また、目標人数が急激に増加した背景や、実際に災害が頻発するわけではない中で、県をまたいで支援に向かうケースがあるのかなど、事業の運用実態について教えていただけますでしょうか。

【福祉保健課】

災害福祉広域支援ネットワーク事業につきましては、県及び県社会福祉協議会が連携し、災害時に福祉支援チームを派遣する体制を構築しております。

このネットワークは、12の社会福祉団体及び精神保健関連団体で構成されており、災害発生時には職員を派遣する仕組みとなっております。これまでの事例としては、能登半島地震に際して派遣を行っております。

災害の規模に応じて、派遣人数や派遣先は異なりますが、可能な限り多くの人材を確保する必要があると考えております。令和6年度の研修参加者は17名ですが、現在、登録名簿には113名が記載されており、今後さらに登録者数を増やすしていく方針です。

「100人」という目標は、避難施設の数に合わせたものではなく、登録者の中から研修参加者を増やすという目標で設定しております。災害時には県外への派遣も想定しており、スムーズな対応が可能となるよう、体制整備を進めてまいります。

【平松委員】

50ページに記載の防災企画課の事業について質問いたします。

「トイレカーを2台発注した」との記載がありますが、これは具体的にどこかに設置するものなのでしょうか。それとも、可動式の設備として運用されるものなのでしょうか。

また、トイレカーとはどのような設備なのか、詳細をお伺いできればと思います。

【防災企画課】

ご質問ありがとうございます。

今回導入するトイレカーは、軽トラックを改造した可動式のトイレ設備でございます。軽トラックの荷台部分にトイレユニットを搭載しており、1台につき1基または2基のトイレを設置する仕様となっております。

この設備の利点は、車両としての機動性を活かし、災害時に必要な場所へ迅速に移動・設置できる点に

あります。また、トイレタンクが満杯になった際には、車両ごとし尿処理施設へ移動し、バルブ操作により排出・洗浄を行ったうえで、再び現場に戻って運用を継続することが可能です。

能登半島地震の際には、全国の自治体が保有するトイレカーを現地に派遣し、各地で活躍したと伺っております。長崎県内では、島原市がトイレカーを保有しており、現地での支援活動において長期間使用された実績がございます。

こうした背景を踏まえ、本県においても災害時の衛生環境の確保を目的として、トイレカー2台の導入を決定したものでございます。

【宍倉委員長】

他にご質問はよろしいですか。他にないようであれば、これで事業群の方の説明の方を終わりたいと思います。

審議事業群（防災企画課）事業群説明

【事務局】

それでは引き続き、資料 51 ページをご覧ください。

事業群② 各種災害の規模を想定した防災訓練・有事発生時の対応訓練の実施について、防災企画課よりご説明いたします。

【防災企画課】

本事業群は、長崎県総合計画 10 ページにおいて、安全・安心で快適な地域を創るの戦略のもと、災害に強く命を守る強靭な地域づくりに位置付けられている事業群でございます。

事業群の取組内容につきましては、評価調書の 1. 計画等の概要に記載のとおりです。

風水害、地震、雲仙岳の溶岩ドーム崩壊を含む自然災害のほか、原子力災害（原子力発電所からの放射性物質漏洩）、石油コンビナート火災、さらにはテロ等の有事に備え、国や地方公共団体、その他関係機関との緊密な連携を確保し、有事即応体制の確立を目的とした各種訓練を実施しております。

本事業群の代表的な指標として「防災訓練等の実施回数」を設定しており、最終年度である令和 7 年度には年間 6 回の訓練実施を目標としております。

事業群は、i から iv までの 4 つの取り組み項目のもと、4 つの事務事業を実施しております。

それでは、取組項目についてご説明いたします。

本事業群では、i. 総合防災訓練・原子力防災訓練、ii. 石油コンビナート等総合防災訓練など、各種訓練の実施を取組項目として掲げております。

これらの訓練を通じて、防災関係機関・団体との連携強化、実践的な訓練による有事即応体制の確立、防災意識の向上・普及を図ることを目的としております。

具体的な事務事業の内容につきましては、評価調書 52 ページに令和 6 年度の取組実績として記載されております。詳細は後ほど個別にご説明いたします。

なお、事業群と事務事業の関係性や、事務事業同士の関連付け等につきましては、補足説明資料 55 ペ

ページに記載しておりますので、個別事業の説明時に併せてご参考ください。

次に、評価調書 53 ページ 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性についてご説明いたします。

取組項目ごとに、事業群に対する個々の事業の貢献度を分析し、実績と課題を検証した結果、次のような内容が明らかとなりました。

i. 総合防災訓練・原子力防災訓練につきましては、都市型災害を想定した高層建物からの救出・救助に関する連携要領の確認、対策本部での図上訓練の実施、市町における訓練効果向上のための分散開催など、従来の課題に対する改善が図られました。

一方で、能登半島地震の教訓を踏まえた孤立地区対策については、本県の地理的特性を鑑み、早急な対応が必要と認識しており、今後は地域特性に応じた実効性のある訓練項目の設定を検討してまいります。

ii. 石油コンビナート等総合防災訓練につきましては、防災関係機関間の緊密な連絡体制の確保と、定期的な実践的訓練の実施により、有事対応能力の向上を図る必要があります。前回訓練の課題を踏まえ、より効果的な訓練内容の検討を進めてまいります。

iii. 国民保護訓練につきましては、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を 2 回実施し、特に 2 月の訓練では、実動訓練前に国民保護講話を実施するなど、訓練効果の向上に努めました。

職員の人事異動等も踏まえ、対応力の維持を図るとともに、市町単独の訓練企画を促進し、開催地以外の市町職員にも幅広く参加いただくことで、事態対処能力及び訓練立案力の向上に努めてまいります。

以上を踏まえ、次ページ 4. 令和 7 年度の見直し内容と令和 8 年度に向けた方向性に記載のとおり、個別事業の具体的な見直しを検討しております。詳細につきましては、後ほど順にご説明いたします。

事業群②に関する説明は以上でございます。

【事務局】

それでは引き続き、4 本で構成される事務事業についてご説明いたします。

当該事業群は 2 つの課で構成されておりますので、課ごとに説明を行った後、質疑をお受けいたします。

まず、一般防災対策事業及び原子力災害対策整備事業について、防災企画課よりご説明いたします。

審議事業群（防災企画課、基地対策・国民保護課）事業説明

一般防災対策事業（防災企画課）

【防災企画課】

資料は評価調書 52 ページ及び補足資料 56 ページをご参考ください。

本事業は、事業群の取組項目のうち i. 総合防災訓練に寄与するものであり、中核事業として位置付けられております。

令和 6 年度の実施状況につきましては、補足資料 56 ページに記載のとおりです。

本事業では、災害対策基本法に基づき、災害防止の推進を目的として各種防災訓練を実施しております。具体的には、令和 6 年度の実施状況とその成果でございますが、記載のとおり、初動対応訓練、図上

訓練、総合防災訓練に取り組んでおり、初動対応訓練につきましては、災害発生時における職員の対応能力の維持向上を図るため、災害対策本部の概要説明や防災情報システムの操作説明会、災害対策本部設置訓練を実施しております。

また、図上訓練につきましては、初動対応訓練と同様に、災害発生時の対応能力や防災意識の向上を目的として実施しており、県庁内の全部局を参加させ、6年度に初めて開催したものでございます。

総合防災訓練につきましては、県内の災害応急対策活動に従事する関係機関との連携強化、有事即応体制の確立を図るため、9項目の訓練を、850名の方々に参加いただきながら、実施したものでございます。

令和7年度においても引き続き訓練を実施しており、特に総合防災訓練は離島で開催されたことから、地域特性を踏まえた孤立対策などを意識した訓練項目を設定し、実施いたしました。

令和8年度に向けた見直しとしては、図上訓練について、関係機関との連携強化及び県職員の即応体制の強化を図るため、参加機関数を増やすなど、訓練規模の拡大を検討してまいります。

また、総合防災訓練については、能登半島地震の教訓を踏まえ、避難所訓練や孤立地区対策訓練など、訓練項目の精査を行い、実施してまいります。

原子力災害対策整備事業（防災企画課）

資料は評価調書52ページ及び補足資料59ページをご参照ください。

本事業は、事業群の取組項目のうちii.原子力防災訓練に寄与するものであり、中核事業として位置付けられております。

この事業は、原子力防災に関する理解促進を図るため、地域住民の訓練参加を促し、屋内退避や県域を越えた広域避難など、様々な事態を想定した訓練を実施するとともに、必要な原子力防災資機材を整備し、円滑な避難体制の推進・強化を目的としております。

令和6年度の実施状況及びその成果でございますが、原子力防災訓練、原子力資機材の購入整備、広域避難の推進に取り組んでおり、原子力防災訓練につきましては、情報伝達訓練、原子力災害医療訓練、住民避難訓練などを実施し、関係機関との連携強化、従事する職員等の習熟を図ることができました。

また、原子力資機材の購入や整備により、有事に備えた資機材の充実を図った他、広域避難の推進に当たり、関係機関への協力依頼を行いました。

令和7年度は6年度の実績を踏まえ、愛護動物同伴の住民避難訓練など、様々な状況を想定した避難訓練を予定しております。

継続的に実施することで、従事する職員や関係者の充実を図るとともに、参加住民の正しい原子力防災知識の普及啓発に努めて参ります。

広域避難につきましては、受け入れ自治体に対し、改めて原子力防災の理解を深めていただき、訓練参加に向けた調整を行うこととしております。

令和8年度に向けた見直しとしては、県民の生命・身体・財産を災害から保護するため、原子力災害に

関する必要な体制の確立、地域防災計画や避難計画の不断の見直し、住民への知識普及を通じて、原子力防災対策の充実・強化を図ってまいります。

特殊防災対策費（基地対策・国民保護課）

【事務局】

それでは次に、基地対策・国民保護課から特殊防災対策費及び国民保護対策事業費の2事業についてご説明いたします。

【基地対策・国民保護課】

まず、特殊防災対策費について概要をご説明いたします。

資料は、事業群評価調書52ページ及び補足説明資料57ページをご参照ください。

本事業は、事業群の取組項目のうち石油コンビナート等総合防災訓練に寄与するものであり、中核事業として位置付けられております。

令和6年度の実施状況につきましては、補足説明資料57ページに記載のとおりです。

本事業の目的は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、防災対策を実施することにあります。

令和6年度の実績としては、令和6年11月7日に、松浦市福島地区に所在する石油コンビナート等特別防災区域において、石油コンビナート等総合防災訓練を実施いたしました。

この訓練の実施により、応急対策の迅速かつ円滑な実施、防災関係機関との連携強化、防災意識の高揚が図られたものと考えております。

令和7年度においては、同じく福島地区において、タンク火災等を想定した情報伝達訓練及び本部運営訓練を実施する予定です。これにより、災害時における情報伝達系統や対策本部での対処要領の確認・訓練を行うこととしております。

令和8年度に向けた本事業の見直しの方向性としては、石油コンビナート災害から県民の生命・財産を保護するため、日頃から防災関係機関間の緊密な連絡体制を確保するとともに、定期的に実践的な訓練を実施することで、有事における対応能力の向上を図る必要があります。

令和8年度には、上五島地区において石油コンビナート等総合防災訓練を実施する予定であり、訓練内容については、過去の課題等を踏まえ、より実践的かつ効果的な内容となるよう見直し・改善を行ってまいります。

国民保護対策事業費（基地対策・国民保護課）

続きまして、基地対策・国民保護課より国民保護対策事業費について概要説明をいたします。

資料は、事業群評価調書52ページ及び補足説明資料58ページをご参照ください。

本事業は、事業群の取組項目のうちiv. 国民保護訓練に寄与するものであり、中核事業として位置付けられております。

令和 6 年度の実施状況につきましては、補足説明資料 58 ページに記載のとおりです。

本事業の目的は、武力攻撃事態や緊急対処事態に適切に対処するための国民保護の取組を推進することにあります。

令和 6 年度の実績としては、市町と連携し、緊急一時避難施設の指定推進を図った結果、緊急一時避難施設の人口カバー率 100% を達成した市町数が、19 市町から 20 市町へと増加いたしました。

また、諫早市及び佐世保市において国民保護訓練を 2 回実施し、情報伝達要領や住民の避難行動の周知、国民保護に関する住民理解の促進、関係機関との連携強化を図りました。

令和 7 年度においては、緊急一時避難施設の指定推進を引き続き進めるとともに、国・市・関係機関と共同で国民保護訓練を 2 回実施する予定です。

弾道ミサイルや域外への避難を想定した訓練については、図上訓練及び実動訓練の形式で実施し、国民保護に係る対応能力のさらなる向上を図ってまいります。

令和 8 年度に向けた本事業の見直しの方向性としては、緊急一時避難施設の指定推進を継続するとともに、市町の意向を踏まえながら、域外避難や弾道ミサイルを想定した訓練の計画を進めてまいります。また、訓練の実施にあたっては、開催地以外の市町職員にも参加いただくことで、県全体としての事態対処能力の向上を目指してまいります。

以上で、基地対策・国民保護課からの説明を終わります。

審議事業群（防災企画課、基地対策・国民保護課）質疑応答

【宍倉委員長】

これにて、すべての事業群及び事務事業の説明が終了いたしました。

事業群全体及び各事務事業について、委員の皆様からご質問がございましたら、質疑を行いたいと存じます。いかがでしょうか。

【齊藤委員】

特殊防災対策について、少し確認させていただきたいと思います。

石油コンビナート等に関する防災対策についてですが、松浦市など特定の地域において、消防機関がそれぞれ対応しているものと理解しております。具体的には、消防車両の配備や、それに対応する人員の育成など、各地域の消防が独自に取り組んでいると思います。

そのような中で、県がこの事業を実施する意義について、どのように捉えればよいのかをお伺いしたいと思います。つまり、各地域で訓練等を行っている中で、県が主導することにどのような意味があるのかという点です。

また、57 ページに記載されている「3 年間で実動訓練を実施していく」という内容についてですが、これはそれぞれの地域で個別に訓練を行っていくという理解でよろしいでしょうか。それとも、複数の地域が協力して広域的に訓練を実施するようなイメージなのでしょうか。

ご説明いただければと思います。

【基地対策・国民保護課】

ご説明いたします。

まず、本県には石油コンビナート等災害防止法に基づき指定された特別防災区域がございます。これは、石油やガスなどの危険物を一定量以上貯蔵している施設がある地域が対象となり、長崎県内では上五島の石油備蓄基地と松浦市福島地区の LP ガス基地の 2 か所が指定されております。

県が訓練を主催する意義についてですが、同法において防災本部の本部長は都道府県知事と定められているため、県が主催する形で防災訓練を実施しております。

また、3 年間の訓練計画については、実動訓練が大規模かつ関係機関（消防、警察、海上保安庁、自衛隊等）との連携が必要となるため、事業所側にも相応の準備や労力が求められます。これを踏まえ、県では 3 年間のローテーションとして、実動訓練を 2 回、情報伝達訓練及び本部運営訓練を 1 回実施することを計画し進めております。

【中込委員】

評価調書 52 ページをご覧いただくと、各事業の予算額が年度によって大きく変動していることが見受けられます。

例えば、一般防災対策事業費は令和 6 年度の実績が 1 億円を超えており、令和 7 年度は 5,000 万円程度となっています。

また、国民保護対策事業費は前年度が 2,000 万円、次年度が 200 万円、令和 7 年度は 1,000 万円と変動が大きく、原子力災害対策整備事業費については 1 億 3,000 万円から 2 億円へ増加しており、一般財源がゼロになっている点も気になります。

これらの予算の割り振りは、法令等に基づいて決定されているものなのでしょうか。予算の変動の背景についてご説明いただけますでしょうか。

【防災企画課】

まず、一般防災対策事業費についてですが、すべてが総合防災訓練の費用というわけではなく、事業全体の費用が記載されております。

令和 6 年度に 1 億円を超えてるのは、県内に約 80 か所設置されている震度計の通信設備が老朽化していたため、震度情報ネットワーク回線改修工事を実施したことによるものです。この工事費が大きく計上されたことが、予算増加の主な要因です。

次に、原子力災害対策整備事業費についてですが、こちらは国からの交付金によって運用されており、特殊な会計処理が行われています。

交付金は概算で支給され、未使用分は翌年度に返還する必要があります。たとえば、令和 5 年度の実績が 1 億 8,700 万円で、令和 6 年度に 5,200 万円を返還したという記録がございます。令和 6 年度においても、令和 5 年度の余剰分 2,300 万円を返還しております。

令和 7 年度については、現在事業年度中であり、前年度分の精算が完了していないため、返還額は未定ですが、今後調査の結果に基づき返還作業を行う予定です。現時点では一般財源の計上はゼロとなっております。

【基地対策・国民保護課】

続いて、国民保護対策事業費についてご説明いたします。

令和 7 年度の事業費は、過去 2 年間と比較して 1,000 万円規模と大きくなっています。

この事業群は訓練を中心に構成されていますが、予算には訓練以外の事業費も含まれております。

令和 7 年度の予算が増加している背景には、国が進めている取組として、沖縄県の先島諸島から九州への住民避難を想定した国民保護訓練がございます。

この訓練は沖縄県を対象とした国の計画ですが、その関連事業に係る委託費等が国費で措置されているため、令和 7 年度の事業費が増加している状況です。

【宍倉委員長】

他にご質問等ありますでしょうか。

【平松委員】

ありがとうございました。

防災対策事業及び特殊防災対策費に関する成果指標の目標値について、確認させていただきます。

令和 6 年度の実績では、防災対策事業が 850 名、特殊防災対策費が 265 名となっておりますが、令和 7 年度の目標値はそれぞれ 450 名、20 名と、実績値に比べて抑えられた数値が設定されているように見受けられます。

このような目標設定の背景について、何かご説明いただける点がございましたら教えていただけますと幸いです。

たとえば、これまでの取組によって一定の成果が得られ、役割を果たしたために目標値を下げているのか、あるいは他に要因があるのかなど、可能であればご教示ください。

【基地対策・国民保護課】

まず、特殊防災対策費についてご説明いたします。

ご質問のとおり、過去 2 年間の実績がそれぞれ約 300 名であるのに対し、令和 7 年度の目標値が 20 名となっている点についてご説明いたします。

この点は、先ほどご説明した内容とも関連しておりますが、県内には石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域が 2 か所ございます。これらの区域において、県が主催する実動訓練を 3 年間のうち 2 回実施し、残り 1 回は情報伝達訓練として実施するというローテーション計画を立てております。

過去 2 年間の実績である約 300 名という数字は、2 か所の特別防災区域において実動訓練を実施したもののあり、消防、警察、自衛隊、海上保安庁などの関係機関が現地に集合して訓練を行うため、参加人数が多くなっております。

一方、令和 7 年度は情報伝達訓練及び本部運営訓練を予定しており、実動ではなく机上の訓練とな

るため、参加人数が少なくなることから、目標値を 20 名と設定しております。

【防災企画課】

次に、一般防災対策事業における総合防災訓練の参加人数の目標値についてご説明いたします。

総合防災訓練は、県内 7 か所の地区でローテーションにより実施されており、令和 6 年度は長崎市、令和 7 年度は五島市での開催となっております。開催地の地域特性や規模により、参加人数に差が生じるため、目標値についても一律ではなく、地域ごとの事情を考慮した設定となっております。

最後に、原子力防災訓練についてですが、こちらは UPZ（緊急防護措置区域）内の 4 市で実施されており、基本的に訓練対象となる住民や場所は毎年同じです。一部、広域避難を想定した場面もございますが、基本的には同一地域での実施となるため、目標値は 470 名で固定しております。

【宍倉委員長】

他にご質問ありますでしょうか。

無いようですので、以上をもちまして、本事業群に関する本日の審議を終了いたします。